



<p>町長提出議案 の題目</p>	<p>議案第37号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第38号 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第39号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第40号 令和元年度平群町一般会計補正予算（第2号）について</p> <p>議案第41号 令和元年度平群町介護保険特別会計補正予算（第1号）について</p> <p>諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて</p>
<p>議員提出議案 の題目</p>	<p>発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会議録署名議員 の氏名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。</p> <p>3番 山本隆史 5番 稲月敏子</p>

令和元年第3回（6月）

平群町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年6月4日（火）

午前9時開議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名について  |
| 日程第2  |        | 会期の決定について   |
| 日程第3  |        | 諸般の報告   |
| 日程第4  | 報告第2号  | 議会の委任による専決処分の報告について<br>（和解及び損害賠償の額の決定について）                      |
| 日程第5  | 承認第3号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>（令和元年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計<br>補正予算（第1号）について） |
| 日程第6  | 議案第36号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する<br>条例について                             |
| 日程第7  | 議案第37号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条<br>例について                               |
| 日程第8  | 議案第38号 | 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準<br>を定める条例の一部を改正する条例について                |
| 日程第9  | 議案第39号 | 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第10 | 議案第40号 | 令和元年度平群町一般会計補正予算（第2号）につい<br>て                                   |
| 日程第11 | 議案第41号 | 令和元年度平群町介護保険特別会計補正予算（第1号）<br>について                               |
| 日程第12 | 諮問第2号  | 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めること<br>について                                |
| 日程第13 | 発議第4号  | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ<br>いて                                  |

開 会 （午前 9時05分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

町長より、健康保険課の藤井主幹が防火管理新規講習出席のため、本日とあす欠席する旨の通知を受けました。また、都市建設課の西岡主幹が通院のため、本日欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和元年平群町議会第3回定例会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いします。はい、町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。令和元年第3回平群町定例会開催に当たりまして、御挨拶申し上げます。

議員におかれましては、公私御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。また、本町行政に対しまして格別の御協力をいただき、感謝申し上げます。4月の町議会議員選挙後、初めての定例会となりますので、よろしく願いいたします。

月日の過ぎるのは早いもので、5月から新しい元号、令和に改元され、1カ月が過ぎ、6月を迎えました。暦の上では入梅や夏至を迎え、雨に濡れた山々の若葉の鮮やかさやアジサイの花の美しさが映える季節となり、平群町のあちらこちらでは初夏の田園風景である稲の苗が植えられたばかりの水田に日差しがまぶしく映る季節となりました。これから日々、稲穂の成長とともに、本格的な夏の訪れを感じるようになるところでございます。

さて、5月臨時会から本定例会までの主な平群町の出来事でございますが、5月26日には、第7回ごみ減量フェスタ2019が開催されました。当日は天候にも恵まれ、パッカー車による収集体験やごみ減量アイデア発表会、各家庭での不用品の交換市としてもったいない広場など、各種イベントや展示、体験コーナーなどを実施し、多くの町民の皆様にお越しいただくとともに、ごみ減量化に向けた取り組みを体験していただくことができました。

次、事務事業について2点御報告を申し上げます。

1点目でございますが、平成30年度の決算状況について御報告を申し上げます。

先月末の平成30年度の出納閉鎖の結果、平成30年度一般会計の決算は、実質収支で7,719万1,000円の黒字決算となりましたが、実質単年度収支では前年度繰越金を大きく取り崩した結果となり、1億4,622万2,

000円の赤字となりました。特別会計、水道事業会計の実質収支でございますが、住宅新築資金特別会計では135万6,000円の赤字決算となりました。また、国民健康保険特別会計では3,756万6,000円の黒字決算とすることができました。その他の会計につきましては、いずれも黒字収支同額となっております。今後、決算内容を分析し、9月議会において詳細な説明を申し上げるところでございます。

あわせて、令和元年度予算においては、当初予算で、土地売却収入も含め6億円を超える未確定財源を計上していることや、平群駅周辺整備事業の終結に向けて、保留地処分に伴う差損補填など、多額の財政出動が必要となってくるなどから、非常に厳しい財政運営を余儀なくされているところであり、さらなる歳入の確保と経費の節減等により、自立的な財政基盤の確立に取り組んでまいり所存でありますので、議員各位のなお一層の御協力をお願いを申し上げる次第であります。

2点目でございますが、(仮称)文化センター・図書館について御報告を申し上げます。

新しい施設の名称については、2月1日から3月17日にかけて一般公募を行い、107名の方から119件の応募がございました。名称選考に当たっては、9名の委員による名称検討委員会で多くの意見をいただき、また熱心な議論を経て、次のとおり最終選考していただきました。施設全体の名称は、平群総合文化センターでございます。大ホールは、くまがしホールでございます。イベント広場の名称は、どんぐり広場でございます。この名称とあわせて、利用料金や利用時間等につきましては、9月議会において、設置条例の提案をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本定例会では、特別会計の専決処分が1件、条例の一部改正が4件、補正予算が2件、諮問案件1件、合計8件の審議をお願いいたしております。いずれも慎重審議いただきまして、原案のとおり承認、可決、同意を賜りますようお願いを申し上げまして、招集に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりです。本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により3番、山本君、5番、稲月君を指名いたします。本定例会会期中、よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から6月14日までの11日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月14日までの11日間と決定いたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

6月4日(火) 本会議(初日) 午前9時より

なお、一般質問の通告締め切りにつきましては、本日午後5時となっておりますので、よろしくお願いいたします。

6月5日(水) 文教厚生委員会 午前10時より

6月6日(木) あいてございます。

6月7日(金) あいてございます。

6月8日(土) 休会でございます。

6月9日(日) 休会でございます。

6月10日(月) あいてございます。

6月11日(火) 本会議(一般質問) 午前9時より

6月12日(水) 本会議(一般質問) 午前9時より

6月13日(木) あいてございます。

6月14日(金) 本会議(最終日) 午後2時から

以上でございます。

○議長

続きまして

日程第3 諸般の報告を行います。

5月24日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（山口昌亮）

それでは、報告させていただきます。

去る5月24日午前10時より議会運営委員会を開催いたしました。案件につきましては、本日から始まりました第3回定例会の議会運営について協議し、日程等について内定いたしました。また、先進地視察についても、本日までに議員各位から提案をいただいて、協議するという事になっております。そして、選挙管理委員会委員及び補充員についても、令和元年8月29日任期満了に伴う選挙について、最終日に上程を予定しています。さらに、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、これについても事務局より説明がありました。最後に、議会基本条例第16条にある、議会は一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとするとなっていることから、協議検討を行いました。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長

次に、町長より報告事項があります。

平成30年度平群町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

繰越明許費繰越計算書について報告

○議長

続いて、平成30年度平群町水道事業会計予算繰越計算書の報告を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長

予算繰越計算書について報告

○議長

続いて、平成30年度平群町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。福祉課長。

○福祉課長

繰越明許費繰越計算書について報告

○議長

続いて、平成30年度平群町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書

の報告を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

繰越明許費繰越計算書について報告

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について  
(和解及び損害賠償の額の決定について)

の報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

報告第2号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、  
次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月4日報告

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された  
町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和元年5月9日

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年6月17日、平群町信貴山2303-6番地先、町道南信貴山6  
号線のアスファルト舗装の劣化によるくぼみにより、その地点をスケートボー  
ドで走行していた相手方が転倒。相手方の身体に損傷を与えた件について、和  
解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 8万956円

2 所管課 都市建設課

でございます。

これにつきましては、右足太ももを5針縫うけがに対する損害賠償でござい  
ます。

以上でございます。

○議長

続きまして

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

(令和元年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

承認第3号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

住宅新築資金については、貸付額21億、それがあと3年で終了という時点まで来ているわけですが、いっとき、10年前の平成21年には3,200万の実質収支の赤字ということだったんですが、そこからどんどん減って、100万円台まで減ってるということですね。3月の予算のときでも質問しましたけれども、基本的に平成34年度終わるころにはですね、償還金は基本的になくなりますから、町としては、あと、入ってくるだけというふうになると思うんですがね。その辺、いつも聞いてることですけども、基本的に昨年度、単年度実質収支が、今報告あったように221万円の黒字と、この要因についてどうかということと、それからですね、もう一つは、前回聞いたときは、全部で借りた人が208人いて、そのうち百八十数人がもう終わっていると、だから、残って、今返し続けてる人っていうのは20人ぐらいまで減ってるわけですね。要するに、20人ぐらいまで減って、だから、あと、期限としては3年半、最後、1人残るのか、最後の年に何人残るのかわかりませんが、当然滞納もあるわけですが、このままいけば、国に償還終わる、その時点で、何人ぐらいの滞納があって、どれぐらいの金額の滞納が残るのか、その辺はどのように試算されてますか。

○議長

税務課長。

○税務課長

まず、221万1,000円の黒字となった要因でございますが、これにつきましては、起債の償還額の減少が一番の要因だと思っております。

それから、最終ですね、令和4年度には償還が終わるわけですが、それ以降の滞納の件数ということですけども、ちょっと今、30年度末の滞納件数ということでは把握しておるんですけども、議員おっしゃってる令和4年度に

つきましては、ちょっとまだ今把握しておりませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長

山口君。

○7番

いや、だってさ、もう終わるんだから、あと3年で、当然どういふしまいになるかっていうのはしないとね、町長の挨拶にもあったように、もう大変な状況なんでしょう。今まで、国に報告する普通会計、一般会計、金額の違いっていうのは、住新の赤字が金額の違いですよ、基本的には。あとは、給食費とか、ほとんどそれはとんとんですから。だから、もう普通会計も一般会計も、平群町の場合、住新がこの金額になったら、もう何も変わらんわけですよ。100万ぐらいですからね、変わるの。いや、だから、聞いてんのは、もうしまいになるんだから、当然ね、だって、あと残って、滞納が、この前聞いたとき、9,000万ほどあるっていう話でしょう。その9,000万は、何年かかるかわからんけれども、少しずつでも分割で払ってもらってるわけですから、それはもう、国に返す金が終わったら、多分一般会計のほうにかわってですね、諸収入になるのか、雑収入になるのか、わかりませんが、それはそれで入ってくるわけでしょう。だから、金額はもう、そんなん、それでもやっぱり1億近い金、あるわけですからね。一応これは、財務でいえばですね、未収金なわけだから、町にとっては財産なわけですよ。そうでしょう。だから、それがどうなってるかっていうのは、もうこの時期、あと3年なんだから、それは出さないと、きちっと出してですね、それも含めて、今後の財政状況だってやね、見なあかんわけでしょう。さっきの町長の挨拶やったら、もうことしじゅうに、基本的には赤字団体じゃないですか、今のまま推移すれば。きょう、話にはなかったですけど、ことし2億、駅周絡みで、町単で出してる金もあるわけじゃないですか。きょうは、今、その話をするつもりはないですけども、あとの一般会計の補正とかですね、また私、一般質問もそれで出してますから、それで議論しますけどね。いや、だから、それはちゃんとね、今でなくっていいですけど、今後どういふふうに、もうあと、落ちついてですね、幾らの金が残って、どういふふうにその金が平群町に入ってくるのかというの、一定シミュレーションして、出す必要があるということなんですけれども、それは出せますか。今議会中に出せるんだったら、資料として出していただきたい。

○議長

税務課長。

○税務課長

出させていただきます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより承認第3号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議  
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認することに決  
しました。

続きますして

日程第6 議案第36号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改  
正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第36号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

国のほうはですね、国のほうはというか、法律ではですね、上限月45時間、  
年360時間という、べらぼうな高い、過労死の水準を超える水準を決めてる

わけですけれども、それに対して平群町のほうはですね、多分組合とは36協定、当然結ばれてると思うんですが、36協定で結んで、月30時間、年300時間。ただ、この時間にした何か根拠はあるんでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今、御質問ありましたとおり、職員労働組合と、これまで以前にもですね、月45時間、年360時間というふうな36協定、協定書を結んでまいりました。この間、ずっと労働時間を、時間外労働を短縮していく上では、もう少し下げられないかというふうな議論がこの間ありました。今回、30時間、300時間というふうに変えた根拠でありますけども、近隣の自治体、奈良県のほうにおきましても、部局の要綱等でですね、この30時間、300時間というのを基本という形で定めているというふうなことも参考にしまして、少しでも下げていく努力をしていくということで、職員組合とも協議の上、決定させていただきました。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

今、条例概要ということで説明のあった他律的業務、それから特例業務のうちの緊急に処理を要する業務、これは、具体的にはどんな仕事になるんですかね。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

まず、他律的業務であります。平群町におきまして、他律的業務っていうのを想定するものは何かということをございますけども、選挙事務、特に期限が決まっております。また、短期間に集中してやる業務ということで、選挙事務っていうのを考えております。あと、国のほうにおきましては、国会対応であるとか、予算折衝、いろいろ想定されているというふうになっております。

あと、特例業務であります。これにつきましては、大規模災害というふうに明記しております、特に緊急を要するものということで、基本的に、警報が出て、少しの災害というレベルではなしに、災害救助法等適用されるような、本当の大規模災害等を想定していくというふうな予定をしております。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

主幹以上の管理職、残業手当つかないということになってますが、その方たちの残業手当はつかなくても、要するに、時間外労働をしてることは事実ですから、その点はこの条例、適用されるんですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

今回の改正につきましては、管理的業務、管理職につきましても適用されるというふうな形になっております。

○議 長

山口君。

○7 番

ということは、労働時間、全部把握するということによろしいですね。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

今現在も、管理職につきまして、週休日、土曜日、日曜日、または祝日の勤務につきましては、時間外勤務命令というのを発令させていただいてます。さらに、平日につきましては、現在、出していないんですけども、そこにつきましても、少し課題ではあるんですけども、近隣の状況、県のほうに聞きました中では、みずからの申告制度であるとか、その辺を、少し検討課題ではあるんですけども、とっていききたいなというふうに考えております。

○議 長

山口君。

○7 番

とっていききたいなんて、とらなあかんでしょう。法律で大体決められて、それを守るということになるわけですから、労働者全体やからね。大体管理職に残業手当つかないのがおかしいんだから、普通はね。そのことはいいですけど。

それとね、最後の、最後っていうか、概要のほうの2で、特例業務で、上限規定を適用しない、これはどういうことなんですかね。適用しないっていうことは、青天井っていうことですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

文言だけでいえば、そういうことになるんですけども、ただし、やはり我々職員も人間ですんで、体の状況を見ながらですね、もちろん対応していくべきだというふうには考えておりますが、規制というところ、この概念には入ってこないということで御理解をお願いします。

○議長

山口君。

○7番

いや、法律は、どんだけ長くっても月45時間、年360時間って言うてるわけでしょう。その法律を超えてもええということですか。いや、もちろん年間で360時間やから、月45時間超えてもいい、いや、法律ももうちょっと弾力的なものありますけれども、要するに、労働基準法の規定以上の時間になっても構わないということで、これが書いてあるかどうかということを知りたいわけですよ。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

法律、条例上はそういうふうな扱いだというふうに認識しております。

○議長

山口君。

○7番

法律の範囲内で決めることになってるわけでしょう。じゃ、36協定で労働組合と町のほうがですね、何決めてもええということじゃないんですよ。法律より長い時間働かせるようなことができないわけでしょう。そこを聞いている。いや、こういう文言でもこの条例は通るのかどうか、ちょっと疑義を持ったわけですよ。だって、青天井って書いてあるわけだもん。でも、国の法律ではやね、年間360時間超えたらあきませんよって。そんなん別に、第一、災害で1年間ずうっと残業やるなんてことはあり得ないわけですからね、何でこんなんが入ってるのか、理解できない。いや、そこを説明してくれって言うてるんです。要するに、こう書いてあるけれども、良心的に読めばですね、上位法に法律があるわけだから、それを超えるわけにはいかないということで書いてあるのか、いや、それを超えてもええということで書いてあるのか、どっちですかという話です。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

法律上でいえば、超える場合もあるということになると思うんですけども、そういうふうにならないようには、こちらも管理はしていきたいというふうに考えております。

○議長

山口君。

○7番

そんなこと言ってへんやんか。きちっとしとかなあかんということでしょう。法律で、労働組合があれば労働組合、また職員の団体があれば代表と合意して36条の協定を結べということなんだから。それが、今までは上限が、ある程度のあれはあったけど、法律でこれ以上はだめですよっていうのはなかったわけでしょう。今度、それができたわけでしょう、不十分とはいえ。平群町の場合は、国の基準よりずっと下回って、今回、よそも、近隣もそうだとということなんで、そうあるべきですよ、もちろんね。いや、それやったら、ここ、おかしいんちゃうかって言ってるわけ。この条文、条文というか、この説明の、この2の特殊業務では、上限時間の規定を適用しない、適用しないっていうのは、それでいいんですかって聞いている。ただそれだけのことよ。いや、条例っていうのは、これは条例じゃなくて、規則でそこは定めて、条例で定めてるんやな、ここは。そうでしょう。条例でそんな法律以上のことを、以上っていうか、法律の枠を超えたことを、ええほうにだったらええのよ、下げるのはね。でも、これ、超えるわけですから、そんないいんですかって、こう聞いているんやけどね。そんなこと、全然検討しなかったんですか。組合からそんな話も出なかったんですか。いや、僕はこれを見てて、何やこれと申しましたけどね。じゃ、何のために上限決めたんですかって、法律で。上限を適用しないなんて、どんな状況であったって、いいのか。いや、もちろん人間の体やから、当然それ以上のことはできないけど、でも、それ以上のことをやらせて過労死とかですね、過労自殺とかですね、そういう働き方に問題があったから、法律ができたわけでしょう。その趣旨を酌むなら、こんな書き方、おかしいんじゃないかっていうのが一番言いたいことですよ。いや、それ、考えてやってんの。青天井でもええって言うてんねやで、これ。災害なんてめったに起こらんっていうこと、だから、そこんとこの解釈の仕方が、この書き方でいいのかどうかだけ聞いているんであって、いや、これはこう書いてるけれども、基本的に国の上位法を超えることはできないんでっていう、それは組合とももう1回、ここは話したほうがいいんじゃないですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

すみません。ここに、概要に書かせていただいています、今、私申し上げました、1、2番、3番というのは、全て規則のほうで明記してる内容でございます。今回、人事院の規則等でも出てきましたのは、この内容であるということです。先ほど言いましたように、災害救助法が適用される、本当に大きな災害、こういった場合に、我々公務員という立場の中ではですね、時間をどこまでいいのかっていうのは、これは難しい問題だと思うんですけども、それが公務であるというふうな認識をしておりますので、もちろん人間の体ですんで、配慮もしながら対応していくのは当然なんですけども、また、皆さんの人命を守るという立場もあります。その中で適用していくということで、法律的に人事院の規則のほうでなってきたるところでございます。

○議長

山口君。

○7番

わけのわからん説明しかできんようなもん書かんといてね、もうちょっとはつきりできるようにしたらいいわけですよ。人事院のほうからこういうの来てるっていったって、それだって、おかしかったらおかしいって見ないと、しっかり。だって、おかしいでしょう、普通に考えたら、青天井なんて。ということを書いて、別にこれではこるつもりはないですけどもね。そこんところはもう1回組合とも話をして、きちんとしたほうが私はいと思いますよ。もちろんそんな変な運用をされるとは思ってませんし、今課長が言ったように、人間の体やから、そんなことできないのはわかってるけれども、ほんで、災害だって、そんなずうっと未来永劫続くわけじゃないからね、同じ人がずうっとやるわけでもないし、当然人もかわってやるわけですから、ある意味、書いてあること、わからなくないですけども、読んでて、何やろうなって、これはおかしいんじゃないかっていうふうにすごい疑問を持って聞いたら、初めは、さっき言ったように、国の法律の範囲内の上限、だから、町が30時間とか、2項目で言ってる他律的業務とかの、それを超えるということについてということなんかと思ったら、聞いたら、そうじゃなくて、青天井みたいな話だったんで、いかなものかなと思つたんで、そこについては今後ちょっと組合とも話をしていただいですね、ちょっと考えていただいたらどうかと。

それと、さっき言いました管理職についても、きちっと議会から、じゃ、どれぐらいの残業をやってるんだという質問があればですね、答えられるような資料は今年度からはきちっととってくださいね。それはよろしいですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

この内容につきましては、一定、職員組合とも協議をしております。特例業務につきましても、大規模災害というふうに想定をしておりますけども、そのほかにも、その都度、そのこと自体、いかないんですけども、随時協議していくっていうことでは確認しておりますので、そういった対応でしていきます。

また、管理職につきましても、適正な勤務時間の管理については努めていきますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

いろいろ考え方あります。けど、1点目の他律的業務、平群町では、今、選挙云々とか、事例出されましたけども、この件について、るる調べてみますと、時代祭りも該当してるわけでございますね。そういうことで、合うてるか、合うてないかということ。

それと、2点目の、今、山口君の上限時間の規定を適用しないという文言の規則についての、僕は違うと思う。これでいいと思う。考え方やと思う。それと、これは町長のやっぱり人事権、いろんな問題でね、例えば平群町に阪神淡路大震災とか東日本大震災が起こった場合、将来、東南海地震が予測されるこの時代において、私はこういう時間で、もう時間外になりましたんで帰りますわ、そんなことできへんと思う。職員って、公務員って何やろうと。地方公務員法第30条、全体の奉仕者ということが明記されてるわけや。全体の奉仕者って誰や。住民やんか。やっぱり私はそう思いますよ。それはね、やっぱりそういうことを想定でき得ないねん。せやから、青天井みたいな形で書いてあるというふうに私は認識してんねけどな。どういうふうな災害出てくるかわからへん。大変ですよ。私、こっだけ超過したから、町長、帰ります、基準つくってあるから帰ります、そんなあほなことできますか。地方公務員ですよ。私らの立場も一緒ですよ。公務員ですよ。僕はこれでいいと思うよ。

それとね、それより大事なことはね、いろいろ僕も勉強させてもうたんやけども、職員の代休、振り休、いろいろ対応されてるわけやけど、ここで数字は言いませんけども、ちょっと年休とかいろいろあわせて、とってないね、職員さん。これが一番、僕は問題じゃないかなと思いますよ。とれないのか、とりたくでもとれないのか、特に管理職の方もそうですね。職員さんもそうですね。振り休についてはね、1カ月節目でとらへんかったら、1日1日というのは、

休みは残りますけども、0.25ですか、これはお金で対応されてますね、翌月に。これはこれでいいと思う。けれどもね、僕、この国の法律、働き方改革って言うてんけどね、やっぱり公務員さんの僕は健康、やっぱり第一と思うから、町長、ちょっとお聞きしますねけど、振り休、代休、管理職もちろん、職員さんも、何で消化できへんのやろう。とりたくてもとれないのか、それとも、どういう評価をされてますか。ほな、川西課長、ちょっと頼みますわ。そっちのほうで、何でこのような調査、調べて、数字は言いませんよ。ここに持ってますよ。今現在、どんだけの振り休の方が余ってるか、代休の方は何日あるか、全部持ってますよ、資料。けども、何でそれが消化できへんねんて。年休は持ってないよ。年休は別やけど、どのように評価してはりますか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

今御質問ありましたとおり、振りかえ休日、土日出た場合、振りかえ休日という処置になるんですけども、かなりの職員が残ってるという状況でございます。どういった根拠からかということなんですけども、決まった職員数、またいろんな種類の公務等々がかなり増大しているという状況でありまして、それを処理していくために、こういった状況にいつてるというふうな認識をしております。

以上です。

○議 長

馬本君。

○12番

そういうことならば、より一層、今回の条例改正、厳しくなってますね。今でも、現在もとられへんて。今度、条例改正、30時間ね、1カ月、それ以上したらだめよって、もしもそれをオーバーしたら、産業医さんに診てもらいますよとか、いろいろあるでしょう、対応。だから、そこら辺、よう町長、少数精鋭な形で職員、頑張っていたいただいているのは、私は非常に感謝もしてるし、喜んでおりますけども、やっぱり職員さんの健康第一に、やっぱり振り休、代休あれば、年休はもちろん、年休も全部消化してない方もおいでになりますんで、そこら辺も考えながら、やっぱりきちっと健康管理には、町長、職員さんの充実をしていただきますように、ひとつ、これはお願いをしておきます。

以上です。よろしゅう頼みます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第36号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第7 議案第37号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第37号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第37号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第8 議案第38号 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第38号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第38号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きますして

日程第9 議案第39号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第39号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

新たな事業、要するに、予防介護ということで、やるということなんですけれども、議会運営委員会的时候に若干説明を受けてますけど、これについては、後で予算も、特別会計のほうで予算も出てきますけども、ちょっともう少し具体的にどういうことをするのか説明していただくという、今のだけではちょっとわかりにくかったんで、もう少し詳しく説明していただけますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

すみません。ただいまの質問にお答えいたします。

事業の内容ですが、昨年度から市町村が高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた取り組みができますよう、保険者機能強化交付金が交付されることになりました。この財源をしまして、平群町では健康づくり意識向上プロジェクト事業として、健康づくりに取り組む高齢者50名に活動量計、血圧計とか、はかれる機械なんですけども、それを配布しまして、歩数、距離、消費カロリー、脂肪燃焼量などの活動量のデータ収集を行い、活動量を数値化することで、高齢者みずからが個々の介護予防と健康維持に対する意識、関心を高め、一人一人の健康づくりを促進し、健康寿命を伸ばすことを目的に実施します。

また、この得られたデータを分析し、第8期平群町介護保険事業計画、高齢者福祉計画の見直し、策定に反映させ、介護予防事業が介護保険事業に与える効果、影響を、今後、平群町における地域包括ケアシステムの深化、推進に努めていきたいというような事業でございます。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

モデルケースとしてやるというふうに聞いてるんですけどもね。健康づくり意識向上プロジェクト事業、奈良県は長寿日本一を目指すということで、知事を初めですね、奈良県全体で取り組んで、各新聞も奈良版には定期的にそういうコーナーまでつくって、熱心にやっておられる。それはそれで、当然ね、介護予防、非常に大事なことですから、いいんですが、今、説明にはなかったんですけども、一応予算では50人の方に活動量計っていうんですか、どういうもんかちょっとよくわかんないですけど、万歩計とはちょっと違うんでしょうけども、そういうのを心配してということなんですか、これはどうなんですかね。補正予算組まれてますから、国の補助金、全額、100%補助ですから、財源に限りはあるとは思いますが、今、平群町内では、健康のために歩いておられる方はたくさん、高齢者の方でいらっしゃるから、50人募集する、これ、いつから募集して、それ以上、人数超えた場合、どうするのかとか、その辺はどのように考えてるのかね。要するに、50になったから、もう、はい、だめですよと、とりあえずことしはもうこんだけしか予算ないので、これで終わりということなのか、その辺、どうなんですか。65歳以上は、平群町は7,000人超えてますから、50人いうたら1割に満たない、1%は70人、1%も行かないわけですからね、その点、どうですかね。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

現在、予算には限りありますので、予算のほうの保険者機能強化推進交付金211万4,000円と、それとあわせまして、長寿社会づくりソフト事業費交付金ということで交付金を申請し、140万円の採択を受けております。あわせて、事業、350万円ぐらいの予算を確保しているところでございます。その財源を充ててますので、50人ぐらいしか活動量計の機械もないっていうことで、ことしは7月から早期に取り組んでおられる方、65歳から80歳の方に一応、取り組んでおられる方を優先的に50名実施していきたいと、引き

続いて、また来年度以降についても、その方々がどのような状態になったのかという経過も含めて知りたいというところがございますので、あわせて、そのときに、この強化推進交付金を利用しながら、活動量計を何ぼかまたふやしていきたいなと思ってるところでございます。

事業は、予算通りでしたら、7月からはかれるように、すぐに公募したいと思ってます。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

募集かけるんじゃないなくて、同じようなことをもう既にやってるの。何か今の話、よくわからなかったけど。いや、50人っていう限定あるから、当然モデルケースで、先ほど説明あったように、2021年度からの第8期からの計画にも反映させたいということやから、当然20年度の介護の策定委員会のほうで、当然そういうデータも役立てて、第8期の計画を立てると、こういうことになるわけでしょう。そしたら、とりあえず今50人で、1回やってみて、どんなにかやってみるっていうのはよくわかるんですよ。ただ、どういう選び方をするのかね。要するに、じゃ、これ通ったら、7月の広報で、7月の広報、間に合うのかどうか、きょう通ったら間に合うわね。ほんで、7月の広報で募集かけるの。そういうことですか。いや、例えばこれ、きょう通ってね、僕もこれは反対ではないから、通ってですよ、じゃ、住民の皆さんに知らせるときに、いや、こんなええことやるんですよ、平群町もっていうことで、できるだけ健康に留意して歩いてる人、たくさんいらっしゃるから、申し込みたいと、でも、50人って枠がありますから、早いもの勝ちなのか、それか、データとるんだから、いろんな年代の人を町のほうで、50人っていう限定ですからね、今、65歳から80歳ぐらいって言ったけど、そのいろんな年代の人に活動量計を持ってもらうのか、そういうことも含めて、どうなのって聞いているんであってね。もうだって、国から予算ついたわけやから、やるのは間違いのないわけでしょう。だから、それをどういう形でやるかっていうのを、もうちょっと詳しく知らせてもらえませんか。いや、やる中身については、さっきの説明である程度わかりますけども。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

50名っていうことで、65歳から80歳っていうことで、取り組んでおら

れる方ってということで、今の段階でまだ決まったわけではございません。その中で、65歳から80歳で均等な形で一応交付を行って、希望された方から年齢別である程度抜粋しながら、今後について、公募していきたいという考えでございます。

○議長

山口君。

○7番

あと、消費税10%に上げるから、低所得者の皆さんに対しては負担が大きいか何とかしましょうということで、その一環で、介護保険料の軽減措置をとると。今年度と来年度、いつまでそれが続くのか知りませんが、第1段階の0.5が0.45になったのは8%になったときですから、それもずっと続けられるのかどうかわかりませんが、ただ、続けてもらっても、もとのパイそのものが3年ごとに上がってるから、なかなか軽減ということにならない。国のほうも、これだけじゃなくて、いろんな形で、10%になったら景気が落ち込んで、国民の購買力が落ちるんで、上がった分は全部返しましょうというのが安倍首相の話ですよ。全部返すんだったら、上げなくってもいいとは思いますが、二、三年後に収入がいっぱいふえるんだらうと、国のね、そういう見込みでやっておられるのかわからない、これは余計なことですけども。第1段階から第3段階について、今年度4月から下げてくださいのは非常に結構です。もう既に介護保険料、4月、6月、8月の年金についてはですね、仮徴収ということになってますから、これが実現すればですね、10月、12月、2月の年金から、介護保険料の1から3段階の人ですけども、相当少なくなるというふうに思うんですが、これの影響額、当然さっき4分の1は町負担ということですから、町の一般会計から4分の1の金が出ていく、国は本当は全部持ってくれるのが当たり前なんですけれども、そうはならずにはですね、町も4分の1負担しなければならぬということなので、影響額はどれぐらいになりますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

それでは、令和元年度の影響額ってということで、お答えさせていただきます。

第1段階が、差額が年額4,700円ですので、31年の2月現在の人数944人で443万6,800円。第2段階で、影響額7,800円掛ける349人で272万2,200円。第3段階で、影響額、差額1,500円掛ける

318人で47万7,000円。合計いたしまして、1,611人で763万6,000円の影響額でございます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

後で、補正の予算のところで聞いてもええんですけど、これ、今回の補正には上がってないんですけど、これは、じゃ、9月の補正でやるということによろしいですか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

はい。9月の議会で補正予算で上げさせていただきます。

○議長

窪君。

○10番

今回の条例改正、令和元年度10月からの消費税率引き上げによる低所得者負担軽減として、第1段階から第3段階の皆さんの、低所得者の介護保険料の軽減ということで、今、人数、合計で1,611人ということによろしいですかね。もう1回、再度確認なんですけれども、これは、広報等で周知はされてましたでしょうか。再度御確認させていただきたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

今度の7月の広報紙で掲載させていただく予定でございます。

影響人数が1,611人で、影響額が763万6,000円でございます。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

介護保険料の軽減、これについては、今課長おっしゃったことやねんけど、それ以外に、保健福祉事業で、万歩計とは言わないけど、これについて、50台って、基本的には53台、予算上は購入するわけですが、そこは、タブレットを3台ほど、NTTに関係していろいろ、それについて調査結果を見てもらうということで、住民の利用者には1年間ということによって一定聞いていますので、貸与として1年間使ってくださいよと、そういう詳しいことは、こ

こで御答弁願えますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

活動量計、53台購入ってということで、一応貸与っていう形で、終わった後はお返しいただくということで考えております。

○議長

馬本君。

○12番

僕、聞いてんのは、1年間貸与しますよと、こう聞いてんねけど、聞いてますねんで。それはそれでよろしいですか。課長、ちょっとまだわからんのやったら、わからんで結構なんですけども、山口君に先ほどあったように、貸与として貸すのは、住民に使っていただくのは50台しかないわけや。これを皆さんにより一層、今言うんやったら、需要があったら、もっとも50台の限定されたもんやからね。せやから、それについて、やっぱり一定どのくらい、1年って聞いているけど、そこら辺とか、どういう関係の人、主に、優先的に貸すとか、私、聞いているのは、包括支援センターに貸与しようかなという、ほんで、各自治会に、モデル地区の自治会をつくってしようかなというふうにも聞いてます。それ、間違いかどうか知りませんよ。恐らく合うてると思いますけどね。そういうことを、やっぱり議会で詳しくね、ええことやからね、やっぱり議員さんも、たくさん要望あったらどないしようって、皆、思っているから、その質問をされてるということでございますので、行政側としては、やっぱりはっきりとここで御答弁できるように、7月広報に載せるということやから、もうその点の概要とか、そういうのはそっちでできてるもんやというふうに私は認識しておりますので、今後、そういうことについては詳しくね、ここへ御報告していただきますように、お願いの範疇としておきます。ひとつよろしくお願いを申し上げます。

○議長

答弁いいですか。

○12番

いいです、いいです。

○議長

ほか、ございませんか。森田君。

○8番

今の事業ですね、県の事業と重複してる部分が、万歩計の貸与、万歩計とい

うのは表現よくない、ヘルスマーターというんですかね、活動計というんですかね、県も王寺の県の健康ステーションで同様の事業をしておると思うんですけども、それとの関係はどうなるのでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

すみません。県の事業、今ちょっと把握しておりませんが、平群町の高齢者のデータをとりたいということで、重複してる部分があるかもわかりませんが、平群町のデータをとっていきたいと考えております。

○議長

森田君。

○8番

重複してたら無駄じゃないですか、逆に言えば。県も同じようなデータを、歩数、万歩とか、カロリーとか、全部データとっておられるように聞いているんですけども、それと重複しておれば、ダブってのチェックになる、同じ方がすればですね。違う方が、データの交換とか、そういうことも考えていただいたほうがいいんじゃないかなと私は思いますが。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

県の事業、ちょっと今把握はしておりませんが、またその辺は確認しまして、対象者は平群町ということで、まず対象者はかわりますんで、ほんで、調査の関係も重複しないような形で考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第39号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

10時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時22分)

再 開 (午前10時40分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

日程第10 議案第40号 令和元年度平群町一般会計補正予算(第2号)  
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第40号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。植田君。

○6 番

少しお聞きします。

8ページの児童福祉総務費の関係なんですけど、説明のほうで、利用事業の委託料、認可外も保育料の対象になるということだったんですけども、平群町の中で認可外保育所の利用者っていうの、どの程度、何名を、費用計上、上げたっていうことですので、どれぐらいを見込んでおられるのか。その方たちに対して、どのような形でこの周知がされるのかっていうのをちょっとお聞きを

したいんですが。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

それでは、御質問にお答えいたします。

認可外の保育施設を利用されてる方ってということで、病院の院内保育とか、該当になると思うんですけども、平群町の方がどれだけ行ったっていうのは、今の時点で把握はできておりません。施設はわかるんですけども、どのぐらいの人数が行ってるかわからないっていう状況になります。それで、概算っていうことで、一応20名を概算で予算計上させていただいております。

周知につきましては、まだ国のほうからも、法案は通ってるんですけども、詳細のほうは届いてませんので、わかり次第、また周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

植田君。

○6 番

詳細については、わかり次第、周知をしていきたいということなんですが、それは、言うたら、広報であるとか、そういうところでの周知になるのか、そこら辺の周知の方法としては、どういうふうに考えておられますか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

周知につきましては、広報紙、8月、9月ごろになると思うんですけど、それぐらいでと。ただ、認可外の施設についても、またそっちのほうへ協議しながら、調整しながら、周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

植田君。

○6 番

これ、受けようと思えば、一応申請という形になるわけですか。本人さんからの、無償になるということについては、一応本人が、ここの施設を利用した、申請という形での対象となるのか、もう自動的に何かそうなるのか、そこら辺はどうなんですか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

認可外の手続につきましては、町では今、何人、どの方が行ってるかっていうのは把握しておりませんので、今後、また国から通知は来ると思うんですけども、個人の申請になるのか、施設側から申請が来るのか、その辺はまだはっきりしてないような状態でございます。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

8ページですけれども、今回、児童福祉総務費と、また障害者福祉費で電算委託料等々のシステム改修、子ども、幼児教育・保育の無償化の分に係るものでありますが、本年10月から全面実施ということで、本来であるならば、消費税率、この10月から上げる予定でございますが、幼児教育無償化、本来ならば、来年の4月からの予定でありましたが、ことし、この10月に前倒しとなりました。そして、御存じのように、対象者、3歳から5歳の全ての全世帯と、ゼロ歳から2歳児の住民税非課税世帯の皆さんが対象ですが、消費税率引き上げた分が財源となります。

そこで、対象人数ですけれども、3月議会でも質問させていただきましたが、こども園、そして私立幼稚園、認可保育所、この三つは完全に無償であります。認可外保育所、また障がい者施設は、一部上限を設けて無償ということに追加でなりました。こういうもので、今現在、人数、今の質問でもありましたが、ちょっとわかりにくいと思いますが、全体的にいつごろにわかるのでしょうか。

それから、周知は広報ということではありますが、10月からでありますので、条例改正等をしなければならないのかなと思いますが、その点、行政として、どのようなスケジュールをお考えでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

対象者はいつごろわかるのかっていうことなんですけども、今、3歳から5歳につきまして、こども園の方については全員、全てなんで、それは把握しております。あと、ゼロから2歳児の非課税世帯っていうことなので、住民税が6月に決定したところなので、今後、照会をかけながら、明らかになっていく

と思います。あと、認可外につきましては、まだどういうふうな形で申請しているのが決まっておきませんので、申請を施設がするのか、個人でしていただくのか、ちょっとわかりませんが、把握できる、受け付けした段階でということになりますので、8月、9月ぐらいになったらわかるのかなと思っています。

今の対象の人数なんですけども、30年度ベースなんですけども、はなさとこども園のほうで、ゼロから2歳児が大体5人、3歳から5歳が76人、合わせて81人と、ゆめさとこども園のほうは、ゼロ、2歳児が9人、3歳から5歳が185、合わせて194、私立幼稚園で73、合わせて348人ぐらいが対象になるのかなと思っています。

今後も、条例改正のほうは、今、5月10日、法案が通ったんですけども、詳細ができ次第ということなんで、次回の議会で上げていきたいと思っています。ただ、周知につきましては、先ほどと同じなんですけど、9月では遅いので、8月ぐらいから、わかり次第、段階を追って周知していきたいと、そのように考えています。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

認可外の保育所は、場所はわかるとおっしゃったと思うんですけれども、ということは、何カ所ぐらいの認可外保育所、人数はわからないかもわかりませんが、その点、今わかる範囲でお答え願いたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

すみません。今、ちょっとリストの詳細は持っていないんですけども、主に大きな病院、近くでしたら、近大奈良病院とか、西和医療センター等、その辺の院内保育が中心になると考えています。

以上でございます。

○議長

ほか、ございませんか。山口君。

○7番

町長の開会に当たっての挨拶で、平成30年度の一般会計の実質単年度収支については1億4,600万の赤字だということです。その前の2017年、平成29年度ですけれども、そのときの一般会計の実質収支は1億9,964

万4,000円の黒字で、そのときの財政調整基金が1億1,696万7,000円、合わせて、剰余金ですけれども、3億1,661万1,000円あったんですね。それが、1億4,600万円赤字になったということは、実質収支と、それから財調合わせてですね、今の段階でいうと、1億7,000万円程度になるんですが、それで間違いないですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど町長の開会の挨拶で申し上げました30年度の決算でございますが、実質収支ということで、約7,700万円の黒字でございます。財調につきましても、今度、決算でしっかりした数字、申し上げますが、約1億円程度の財政調整基金かなというふうに理解をしておりますので、今議員述べられた約1億7,000万程度の、いわゆる、俗に言う、キャッシュという部分での管理といたしましては、その程度あるかなというふうに理解しております。

○議長

山口君。

○7番

今回、補正では、改めて、また基金の取り崩し、それから借金2,700万。起債については、この間、平準化するために、要するにですね、目先の赤字をできるだけ少なくするために借金、借金って、こうなってるわけですけれども、特に文化センターで、2年間で相当大きい金額、借金したこともあってですね、もう150億の後半近くにまでなってきた、今回、2,700万ですけれども、これだって、別にそんな小さい額じゃないんですよ。これ、10年で償還するのか、20年で償還するのか知りませんが、それでも、二、三年後からですね、毎年、2,700万、10年なら270万プラス利息ということに、こうなるわけですから、その辺はいろいろ考えてやっておられるんだと思うんですがね。

そこで、ちょっと下垣内の集会所についてはいろいろ、いろんな話が町中でも出てるわけですが、当然この間、西宮にしても、その他、何件かあったと思いますが、集会所建設については宝くじ、宝くじが当たったって、変な言い方ですけど、宝くじの補助金が、申請すれば、平群町がそれをもらえることになったと、それは大いに結構なことで、1,500万ね。それに平群町が500万、これももう決まってることですから、この2,000万については、私は、当然のことですから、何ら問題はないわけです。また、下垣内の集会所を建て

ることについてもですね、別に問題はないわけです。

ただ、それに伴ってね、平群町の土地を無償貸与ということですよ。この土地はもともと、北川町政時代に当時の駅前周辺開発で買った土地ですよ。幾らで買ったか、ちょっと今資料を持ってませんが、この間、ずっとネット公売で、ネットに載せてですね、売ろうとしてた土地ですよ。そのときの鑑定、大分前になるみたいですが1,450万。しかし、売れなくて残ってたという、それを活用するという事なんですが、同時に、前の道が狭い、軽四、1台は通れますけども、溝があって、それにふたして、延長70メートルの道路を拡幅すると。拡幅と、それから町有地、建てるために、整地するためも合わせて3,000万必要だということで、そのうちの2,700万起債で、9割起債で、300万については基金から、基金取り崩して活用すると、こういうことなんですよ。

ちょっと疑問に思うのは、なぜ、売れば1,400万ですけども、売らなくて貸せば、自治会ですから、当然地代ももらうわけにもいかないでしょうから、そのまま無償貸与ということになると思うんですが、合わせて、道路も含めて3,000万も金を、要するにね、今の状況の中で出して、そこにしたのかっていうのが非常に疑問なんです。土地があるのかないのか知りませんが、下垣内の場合、元教員住宅、下垣内北住宅、それから下垣内住宅で空き地もあるやに思うんですよ。そのほかにあんのかどうか、わかりませんが、そういうところもあるのに、なぜそこを選定したのか、これについてはどうですかね。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問でございます。集会所、今回、建設補助金ということで、予算計上させていただいております。御質問の中にもございましたように、集会所の必要性等につきましては、議員もお述べいただいとおりかなというふうに思っております。その上で、なぜこの場所かっていうところなんですけども、若干、時系列のことも含めてでございますが、今般、下垣内の集会所の建てかえということで、昨年より、当該自治会の役員の方とも、いろいろ御相談を受けた経過がございます。その中で、現在の集会所についてはかなり老朽化も進んでると、平成29年やと記憶してるんですけど、災害のときに屋根等が飛ぶような建物破損もあったということで、早急に建てかえのほうを考えると、ついでには、現在の場所では非常に手狭なので、どこか町有地のほうで、町の土地を利活用させていただくようなところがあればということで、協議をしてきたところでございます。当然自治会の集会所でございますので、その地

区の中である町有地、使えるところはどこかということで、選定もいたしました。御質問にございましたように、下垣内の、今の、現在、今回提案をさせていただいております、公社で随分前に購入をした物件と、あと下垣内北住宅の跡地、また下垣内住宅というふうなことも、一定検討はしたわけでございます。

ここに行き着いたところでございますが、まず、下垣内の北住宅につきましては、30年度で解体をいたしました。解体のほうは早く済みましたので、ここでもというお話もございましたが、町のほうといたしましても、この物件は割と売却しやすい物件かなというふうな判断がございましたので、ここはできたら売却をして、新たな住宅開発等で転用したいなというふうに考えてると。下垣内住宅につきましては、もともと市街化調整区域でございますので、その辺の建築要件等も含めて勘案した場合、非常にハードルが高いかなというふうなことでございました。あわせて、今、今回の住宅、建設予定されておるところでございますが、市街化区域であるということと、何度か公売等かけたんですけども、なかなか売却ができなかったということがございます。ある程度、土地の利活用をするに当たって、集会所という部分はやっぱり、何と申しますか、あの地域、コミュニティーの拠点施設でもございますし、公共性の高い施設やということで、そういう部分で、そこに立地誘導するのはやぶさかではないなというふうな判断と、また、今回、あわせて道路の改良事業費で上げさせていただいております。確かに、おっしゃるように3,000万円、多額な費用でございますが、この集会所、今現在、この計画をさせていただいてるところ、市街化区域でございます。この道路をつけることによりまして、集会所の隣接地も、当然区域的に申し上げましたら市街化区域、第1種住居地域でございますので、道路を整備することによりまして、これは、あくまでも町がという判断ではございません。それぞれの地権者の方のお考えもあるかなと思うんですけども、道路をつけることによって、最低限のインフラ整備ということで、将来、その土地の利活用も見込めるのではないかと、平群町におきましても、ミニ開発等が進んでる場合、割と新しく御転入いただく方も多いうような状況でございますので、そういうふうな開発等を見込んだ上での一定の投資という部分で、今回、予算措置に当たらせていただいたというのが経過でございます。

○議長

山口君。

○7番

相当難しい説明やね。道をつくることで活用できるんだったら、道をつくることで高く売れるようになるやんか。ただ、3,000万使っても、高く売れたとしても、これ、平成24年の鑑定で1,450万でしょう。いや、買った

ときはもっとそんなん、億の単位やったかもわかんないけど、一番高いときやから。奥にある民地が高く、家が建ったり、開けたり、じゃ、この道、駅まで真っすぐ抜けるんですか。70メートルだけでしょう。そっからあとは、また狭い道になってるじゃないですか。出た後は、また、今ある下垣内の集会所の、あの線路沿いの、なかなか車の対向が難しい道に出るだけでしょう。旧道、国道168から入れるということで、当然この土地とその奥、隣接、それから手前の今、小児科の病院建ってる横ですよ、その辺の土地は当然そうなるかわかんないけども、でも、今のはちょっと課長、説得力ないよ。3,000万使って、じゃ、それで収入何ぼふえるんですか。

ほいでね、いや、時期的なものもあると思うんですよ。何で今の時期にそれだけね、土地の値段の倍以上するお金をかけてやるんですかと。ほんで、ほかに土地ないのかといたら、今、北住宅もあると、北住宅は高く売れると、何ぼで売れんのか知らんけど、まだ売れると。そら、あの周り、住宅地、今できたりしてますから、そら、そうなんでしょう。下垣内住宅のほうはハードルが高い、何でハードルが高いんか、よくわかんないですけど、調整区域ということがあるんでしょうけど。

それでね、ちょっと聞きますけど、こういう事例って過去にあるんですか。例えばね、私も福貴団地に住んでますけども、福貴団地も小さい集会所、一つあります。これは当然、業者さんが開発したときに、私たちは土地を買った、その中からそれも建ってるわけですよ。土地も建物も、もちろん土地、建物については町に、何ていうんですか、要するに、自治会が管理するんですけども、町の財産というか、名義になりますよね。ほんで、町の土地を新たにつくる集会所に無償で貸与するっていう事例っていうのは、これまであるんですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問でございます。今回、こういうふうな形で町有地を御提供させていただいて、お貸しをして、集会所のほうを建築をしていただくというケースでございます。最近、ちょっと集会所の建築というのが、ちょっと私の記憶では、平成26年の西宮の自治会さん、ほんで、先般、29年の吉新の自治会さんっていうのが一つ、この宝くじの助成金を使わせていただいたの建築でございました。ともに、西宮も建てかえということでもございましたので、敷地については町有地ということになっておりました。もともとの公民館での建てかえということでもございましたので。吉新につきましても、御承知のとおり、

区画整理におきまして、旧の、従前の自治会の集会所が事業用地として当然かかった、新たに一つの土地を生み出されたということで、そちらのほうに建設をしておるといふことですので、いわゆる町有地を使っていた上で建築をするというのは、いろんなケースあるかなと思うんですけども、今申し上げた2点については、同じような町有地というところで自治会の集会所が建築されておるといふふうな現状でございます。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

いやいや、私そんなこと聞いてないで。吉新の場合は、一定、町のお金も入ってる、ただ、駅周の事業の中でのもちろん移転でしたから。ただ、ほかのところはね、ほとんど自前で基本的には土地もね、もちろん、そら、先ほど言った、国や宝くじの補助金、町の補助金、昔は県の補助金とかもあったかに思いますけれども、そういうのでやる、西宮にしても、1,000万以上の、地元で皆さんがお金を出してということですよ。

そこでね、これ、建てるのはいいけども、こういうやり方って、今後、じゃあ、町の土地あったら、そこを全部使わせてもらって、集会所も建てるんだと、建てられるんだと、ほんで、道路がなければ、道路、町がつくってくれるんだと。例えばこれ、町の土地じゃなくたって、例えば地元の人が持っててですよ、自治会に寄附しますと、でも、道路はそこには、ちょっと接道が細過ぎてですね、広げなあかんのですと、そしたら、町が全部広げてくれるんですかっていうことになるわけですね。いや、その辺でいうとね、住民的に理解されるのかなというふうに私は非常に危惧するわけですよ。特にね、この問題については、先ほど財政の問題ちょっと言いましたけれども、町財政がですね、今の予算状況であれば、今年度末にもですよ、赤字団体に転落する可能性が非常に、昨年以上に高くなったわけですよ。そんなときにですね、実質3,000万円もの町単費をこういう形で使うということが、住民の皆さんの理解を得られるのかというふうに思うわけですよ。ほんで、逆に、下垣内の皆さんにとっても、住民の理解を得られなければね、ややこしい話になるわけですよ。だから、道路、要するにね、町の貸与まではある程度仕方ないにしても、道路の拡幅工事まではね、私のところに投書が来てるんですよ。もうこれは3月の段階で来たんで、早くの段階。私、全然知らなかった段階から来てるんですね。そこにはですね、下垣内地内の役場所有地に対し、町負担で河川上に道路の構築、土地の擁壁造成、公民館建設費用の補助を裏で画策されてる人がいますと。こんな町財政を

棄損させる行為がいつまで続くのでしょうか。赤字再建団体に陥らないため、歳出を抑制する行為が将来の町民の幸福ではないでしょうか。徹底した議論をお願いしますって、これ、消印見ると、3月の8日なんですね。だから、3月議会中だったと思いますけども、私個人宛てに来た、もちろん名前書いてないですから、一町民しか書いてませんがね。いや、これが一つあるということはね、そんなん危惧してる方がやっぱり、これ、知ってる方だからですよ。私、これ、来るまで、あそこに下垣内の集会所ができるなんて、全く知りませんでしたから。

だから、そういうことから見てもね、ちょっとね、急いであそこに場所を選定するのはいかなものかって非常に思うんです。いや、そういう危惧は、町としては持ちませんか、町長。住民からね、そういうふうな、要するに、不公平感があるように思われるわけですよ。だから、2,000万の補助金は当然ね、これはもう決めてることですから、また国、宝くじで当たったやつが来るわけですから、ここは何ら問題ないし、建てることに対しても何ら問題ない。ただ、あの場所で建てるということで、3,000万の余分なお金がかかる。同時に、それが、課長言うように、後でそれが生きてくるっていったって、今、まさに大変な時期に、いかなものかっていうふうに思うわけですよ。造成工事までするというわけですからね、擁壁もするって、それはきょうのそこには言ってませんでしたけど、この人は、擁壁までって、こう書いてるわけですよ。その辺はどうなんでしょうね、町長。住民の皆さんの理解、得られるというふうに思われますか。町長、どう思いますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、一つの自治会に対して、このような対応ということでの御質問でございますが、私、非常に心苦しいところもございまして、補正予算提案させていただいておる、財政も担任しておるんですけども、自治会の担当もさせていただいておりますので、ある意味、自治会施設っていうのはどうあるべきもんや、今の平群町においてのやっぱり自治会活動っていうのはどうあるべきもんやみたいなどころでの考え方っていうのは、整理はしておるところでございます。そういう部分で、やっぱり自治会担当課といたしましては、自治会活動に最大限の支援をするというのはやっぱり必要ではないかというふうに考えておりますが、ただ、どのぐらいのレベルまでっていうところはあると思っておりますが、何でもかんでもというふうには、まず考えておらないというのが現状でございます。

す。今回も、この土地で集会所といった、町のほうが判断した理由でございますが、まず1点、当該自治会の中で利活用する町有地があるかないかっていうことで、あったということで、活用可能な町有地に対しての利活用という部分でございます。ただし、そしたら、うちは町有地がないんで、新たに、ほんなら、町のほうで購入してくれんのかという話ですけども、これは、あくまでも既存町有地の活用ということですので、新たに町が購入をして、そこに、さあ、どうぞ、自治会館を建ててくださいというふうなことはまず考えておりません。

次に、2点目といたしまして、今回、補正予算の説明で申し上げましたが、自治総合センターの補助金が、今年度、当たったということでございますので、そういった補助メニューが活用できる案件であるということと、3点といたしましては、町全体のこと、例えば集会所建築だけにたがわず、町がそういうふうなインフラ整備をすることによりまして、例えば今申し上げた、新たな開発であったりとか、また町の全体的な活性化につながるような可能性があるかっていうことで、そのことに対して投資ができるかっていうことで判断をしたところでございます。ですので、この三つが今回、補正ということで、集会所の、上げさせていただいたような大きな理由でございます。

あと、ちょっと拙速じゃないのかというふうな御意見かなというふうに理解をしておるんですけども、これは、結果の話になるんですけど、今回、運よく自治総合センターの助成金が内定をいたしました。これについては、本年の3月の28日付で町のほうに内定通知ということで来ました。我々、いただいたん、多分4月になってたかなというふうに思っております。そういうことで、今回、補助金の内示をいただいたということは、逆に言いましたら、この制度といたしましては、1年間の間に事業を完了しなければならないというふうな制約もでございます。ここでやっぱり採択をいただいた以上は、自治総合センターや、また奈良県採択をいただいた総合センターや、また中を進達いただいた奈良県とも信頼関係というのもございますので、なるべく早い時期に適切な用地で集会所を建設をするというふうなこともございますので、そういうこともあわせまして、今回、道路整備の予算と集会所の建築の補助金の予算を上げさせていただいたというところでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

そんなこと聞いてるんちゃう。それはもうさっきから何回も言ってることやもん。でも、北住宅の跡だって建てられるわけでしょうが。でしょう。道路工事せんでもいいじゃないですか。それだけでも大分違うでしょう。何ぼで売れ

るのか知りませんが。じゃ、下垣内北住宅の土地、何ぼで売れるんですか。3,000万と4,500万、これ、今回、町が、ある意味、負担することになるわけじゃないですか。1,450万で売れる土地、3,000万かける、そしたら、そんで4,500万でしょう。じゃ、北住宅のとは、どんだけの土地があって、どうなるのか知りませんが、1億とか2億で売れるんですか。ほんで、1年の期限あるんだったら、まだ時間あるじゃないですか、別に。いや、何でわざわざ金のかかるところにするのか。

僕が聞いているのは、住民の納得得られますかって、町長、聞いているんですよ。財政担当が答えることじゃないんですよ。得られると思ってるんだったら、得られるって言ってくださいよ。いや、それだけのことですよ。私は、だから、集会所を建てるのは大事だし、そんなこと絶対反対なんかしませんよ。その場所に、今みたいな財政状況の中で、なぜそこでそこまで金を使ってやるんですかっていう話なんですよ。ほかに場所あるわけでしょう。絶対できないんですか、ほかでは。いや、そこを言ってるんですよ。急ぐのも別に構わないけども、全く事前に説明もなしですよやんか、これかって。当たったのが3月の終わりごろだったら、改選時期でしたから、説明するも何もないでしょうけども。だから、その辺はね、ほんで、もう既に設計まで全部、きょう、さっきのやつで見たら、道路の設計まで全部できてるわけでしょう。こんなん誰も反対しないだろうという判断してたわけでしょう。おかしいんじゃないですか。いや、町長、どうなんですか。理解得られるんですか。

○議長

はい、副町長。

○副町長

経過につきましては、ただいま政策推進課長のほうから説明をさせていただいておるところでございます。コミュニティー助成事業ということで、31年度で、これは、31年度中、令和元年度で、単年度で執行しなければならないということで、そういった中で、適地を選定する中で、現敷地になったということでございます。現敷地について、建築基準法上の道路要件が満たされていないというようなことで、基準法上の基準に合致するよということ、となれば、4メートル以上の道路が要ると、ただ、県の開発許可要件では6メートル必要でございますので、それは、対側の地権者の方にも協力をいただいて6メートルに拡幅するという、そういった計画であるというふう聞いておるところでございます。

先ほど課長が申し上げましたところですね、この道路拡幅することによりまして、北側で約990坪、西側で2,000坪、この大規模空閑地があるわけ

でございます、これが全て第1種住居地域であるというようなことで、この民間開発は、もう確実にこのことによって促進をされるということで、そのことによりまして、今すぐに開発計画どうのこうのというのは聞いてないですけども、安定した固定資産税は確保できるという、その辺のところは見込めるということもございます。

そんなこともありまして、それともう一つは、今の現集会所のところで下垣内の集会所を建てていただくと、既存集会所について、これは123平米、約37坪ございますけども、この部分については売却をできると、ここについては市街化区域ですので売却を見込めるという、このことで、一定町有財産の収益が見込めるという、そんなことも含めて、総合的に考えて、この場になったということで、山口議員の住民の理解についてはできるだけ、そんなことも含めて、理解を得るように努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長

山口君。

○7番

いや、収益見込める、普通、それだったら、民間会社はその周辺の土地を買って、民間会社が道路を広げるんですよ。これまで平群町の開発、全部そうじゃないですか。若葉台の道、平群町がつけましたか。福貴団地の中の道、平群町がつけましたか。全部開発会社じゃないですか。いや、それがそういうふうになるんだったら、そこの土地を持つて民間がすべきであって、町が、じゃ、まず民間の誘導のためにこれをやるんですか。それは後からつけた理由でしょう。今、副町長が言ったのは、後からつけた理由。まずここに集会所ありきじゃないですか。ほんで、その後づけとしてやね、その周りの開発にも役立つ、そら、広がったら役立つでしょう。でも、もともとの理由、それですか。反対じゃないですか。あべこべのこと言ってるんですよ。ほんで、住民の理解得るように頑張るって、努力するって、要するに、理解得られてないというふうに思ってるわけじゃないですか。いや、町長、どうなんですか、そこは。あなたが予算出してるんですよ、これ。あなたが全部責任とるんですよ、言っときますけど。何で答弁しないんですか。

○議長

はい、町長。

○町長

今、山口議員からる、いろんな意見いただいたんですけども、集会所というのは、御理解いただてると思うんですけども、地域のコミュニティー施設の拠点ということで、災害等になれば、一時集合場所ともなる、必要不可欠な場

所であります。町といたしましても、自治会に対してはできるだけの支援をしていきたいというふうには考えております。

また、先ほどの道路の分なんですけども、今、副町長言いましたけども、道路を拡幅するメリットとしては、市街化の1種住居地域ということでもありますので、その辺の開発が進めば、固定資産税の増収、住民税の増収など、将来のまちづくりに期待することということで、今回の補正予算に上程させていただきました。

○議 長

山口君。

○7 番

私、聞いているのは、理解得られるかどうかなんですよ。将来に投資する余裕、今ないじゃないですか。最初に、だから、今の財政状況を確認したんですよ。去年よりもっと悪くなってるんですよ。ほんで、きょうも挨拶で、あなた、言ったじゃないですか。まだあと、ことしも相当大変なわけでしょう。もう今わかってるだけで、もともと6億の穴があいた予算組んでるわけや。ほんで、駅周からの金も全部来なかったんでしょ。5億8,000万言うてたのが幾らになったんですか。4億ちょっとになったんでしょ、清算交付金が。そんな状況になって、要するに、1億6,000万減ったってというのは、3月議会で説明あったじゃないですか。その4億も入ってないんでしょ。ことし入るんでしょ、残り2億。要するに、その4億来なかったから、赤字になったんでしょ。その説明も全然最初にしてないじゃないですか、大事なことを。ただ単に赤字になっただけ、そんな説明ないでしょう。ごつつ議会に対しても不親切ですよ。さっき馬本議員おっしゃったでしょう、ほかの議案でしたけど、もっと詳しく説明、きちっとしなさいって。全然してないじゃないですか。

いや、だから、町長、僕が聞いているのは、住民の皆さんに納得していただけますかというのは、今後はこれが事例になりますよ。今後そういうこと言われたら、町としては、なかなか反論できませんよ。土地を買ってまでって、もちろんそうかもわかんないけども、だんだんみんな古くなってきてるんですから、どこの集会所も。宝くじ当たらんかったら、どうにもならんのやろうけど。いや、そこを言ってるんでね。ちょっと町長、だからね、大きい声出したくないけども、理解得られるんですね。それだけちょっと答えてくださいよ。

○議 長

町長。

○町 長

将来のまちづくりに貢献できるというふうな、その辺の場所を、開発も見込

めますので、将来のまちづくり、税金等もふえるということを期待して、ここに建設することを決定をいたしたということでございます。

○議長

山口君。

○7番

わかりました。そしたら、どれだけ税金ふえるか、全部、この議会終わるまでにシミュレーション出してください。これ、3,000万で道つくったら、どういうふうになるのか、ちょっと出してくださいよ。さっき副長言ったのと、今町長言ったので、当然ある程度シミュレーション出るでしょう。こっちにもこっちにも家建つんか、工場建つんか、何建つんか、知りませんよ。それで税金、土地が上がるのは上がるでしょう。道広がるんやから。いや、それで税金何ぼふえるか出してくださいよ。それは、課長、よろしい。出してもらえますか。財政で。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今の山口議員の御質問でございますが、単純に道路をつけます、その周辺の地価が上がります、何かの開発が見込めますっていうふうなシミュレーションをすることは可能なんですけども、ただ、実際、先ほど来、申し上げてますように、あくまでこれは町が今後のまちづくりに対しての投資やということを、るる理事者側が申し上げております。私、答弁でも申し上げましたが、あくまで個人さんの所有地でございます。これが全部町有地やったら、そんな議論にはならないと思うんですけども、一定、個人の方の意向もあることを、町が勝手にシミュレーションして、こうなりますみたいなことをお出しすることは、ちょっと町としても無責任かなというふうに思ったりするんで、そこについてはちょっと、数字としてのたたき込みといいますか、作成はできるんですけども、ちょっとシミュレーションとして作成をするのはいかなもんかなというのは、ちょっと財政的にはまず考えております。

○議長

山口君。

○7番

言ってること、ばらばらやんか。シミュレーションすることが無責任、将来、まちづくりに役立つかどうかもわからんやん、それやったら。だって、言うことが無責任になるのやから、じゃ、町長も副町長も無責任な答弁したんやん、今、どうなるかわからんのに。ただ投資やと、単なる投資やと、いつ、それが、

その投資が実を結ぶかなんか全然わからへんという話やんか。いや、だから、私はそんなこと聞いてるんじゃないかって、住民の理解を得られるかどうかって聞いてるんや。得られるって言うんなら、得られるって言ったらいいんですよ。それを将来の投資って、すりかえてるじゃないですか、答弁を。何ではっきり言わないんですか。

「言ったらええのや。自分らで予算計上したんやろ」の声あり

○ 7 番

そうやんか。そのとおりや。自信持って計上してんねやろう。

「言ったらええのや」の声あり

○ 議 長

はい、副町長。

○ 副町長

道路等のインフラ整備っていうのは、やはり行政の責務であるというふうに思ってますので、それは、そのことに対して、当然、要するに、市街化が促進されるという、そういった効果があるというふうに思ってます。今の、先ほど申し上げました大規模空閑地ですね、この第1種住居地域については、住宅以外にも店舗であり、倉庫であり、一定規模の面積のものは建築可能でありますので、アクセスは、国道168からのアクセス、接道するという、そういう形になると思います。そういったことで、個人の土地ということでもありますけども、当然開発されて、宅地になったときの土地、建物のシミュレーションはできますので、それは一定示させていただきます。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

しつこくなりますから、あれですけどね、投資って言うんだったら、平群町でもっと道を広げたら投資になるとこなんか、ほかにもいっぱいあると思いますよ。でも、今度の理由は違うでしょう。だから、ほかにも土地あんのに、何でそこやっていうことで言って、その上で、住民の皆さんの理解が得られると思ってるんですかって聞いてんのにやね、将来の投資やとか何とか、話をほかのところに持って行ってやね、将来の投資やったら、別にここだけじゃないでしょうって言うんですよ。そういうことを言ってんのにやね、全然話、まともに、

結局、住民の理解得られるかって言ったら、答えられないじゃないですか。答えられないっていうのが答えでしょう。だから、その点もはっきりしない。私はね、この集会所の、さっき言う、はがき読みましたけども、多分よく御存じの方だと思うんですけども、建設場所についてはね、私は再考すべきだと思う。今の状況の中で、それだけのお金を、そら、それが将来に役に立つかもしれないけれども、今の段階ではちょっと無理があるんじゃないですかというふうに思うんで、ぜひ再考していただきたいということは、もう町長答えへんから、そう言っときますけど、要するに、理解得られるとは思ってないということは、どっかで書かせていただきますよ。

○議長

馬本君。

○12番

わしも声大きいしたくないけども、僕、議会議員って何やと思う。なぜそこやねん。今の下垣内住宅、何年たって、どういう過程で建てられて、皆、御存じやと思う。これ、大和郡山の関係の、ここに分校あった。その木造を利用して、柱をして、建てられたのが今の下垣内住宅や。何年たつの。そんなとこ、平群町にあるか。何で下垣内の自治会の自治会長を初め、役員さん、必死になってはんの。そやったら、議会議員もこの場所へ建てたらええやないかと提案するのが議会議員の仕事ちゃうんかえ。というふうにわしは思うよ。どこがあかん、どこがあかんって、調べて言うてんのかいな。わしが話したろう、ほんなら。

今、下垣内の北住宅の話出たな。ここに入居者、いつまで住んではった。知らんはずや。下垣内の北住宅の入居者、いつまで住んでおられましたか。坪数、何坪ありますか。下垣内の自治会は、宝くじの申請はいつされましたか。全部知ってて上の、俺、質問やったと思うで。これ、下垣内の人、聞かはったら、泣かはるで。何でやっていったら、いつ、先ほども話あったけど、東南海地震とか、いろんな災害、台風が来て、屋根飛んで、修理して、いろいろな部分、修理されてるって、過程も先ほどされたはずや。平群町で今、そういうとこ、どこにあるんの、集会所。五、六十年たってんねんで。木造で中古で建てた下垣内住宅、37坪しかない。下垣内の北住宅に住んではったのは、去年の10月末まで住んではってん。この宝くじ、申請されたのは4月、行政のほうへ来て、政策推進課、窓口やな。こうこうで、何とかお願いしたいと、老朽化して大変ですなと、まして、今、下垣内の住民がふえてますなと、駅前開発でふえてますと、全部の入った総会もできませんねんって、いろんな関係で大きくしたい、また建てかえたいんです、お願いしますって来られたのは、去年3

月か4月ごろとちやいますか。たしかそうでしょう。去年ですよ。来られて、あなたが宝くじ云々を申請されたんでしょう。それが申請されたのが、今おっしゃっていただいて、言わはったように9月の28日や。全部調べてあんの、これ。交付を受けて、内示を受けたのは、先ほどおっしゃった、ことしの3月28日決定や。間違うたらごめんやで、言ってくださいよ。けれども、北住宅には、去年の10月末まで住んでおられたんやで。そこからこぼったのが、30年度でこぼったんやろう、解体したんやろう。

それと、皆ね、非常に今の下垣内の集会所、公民館っていうねけど、ここね、災害の一時避難施設になってんの、これ。避難施設ですよ、一時ですよ、集合のね、下垣内の一時集合場所になってんねん、災害来たとき、一時集合場所。指定してますよ。そっからね、下垣内の、先ほど云々、下垣内住宅の話、出たけどね、あれ、調整区域や。大変ハードル高いところ、あんねん。おっしゃるとおりや。そして、行政といろいろ、先行投資ちゃうで。勘違いしたらあかんで、これは。下垣内の公民館を建設するがゆえの工事費やで。

ほいで、何か再考せえって言わはったな。このお金は宝くじ、あなた、繰越明許できますか。1,500万、できへんやろう。今、31年やね。平成31年度、執行してしまわんだら、繰越明許できますか。できません。ということは、下垣内住宅の方に、まだ、もう1回、今の場所で集会とかいろんな、公民館でしていただいて、ずうっとあのまま集会所で使うてくださいという意味も兼ねての話や。そのぐらひは知ってるはずやろう。繰越明許できへんって、この金は。議会と行政はいつも両輪のごとく、僕はね、批判、いろんな違う意見、言うたらええと思うねん、議会議員は。けれどもね、住民のためやったらね、一生懸命な、私はこう思いますけど、この場所、どうですかとかね、提案したらええねや、いろんな政策も。

ここでね、こんな話も出たんや、先ほど。いろんな集会所どうのこうの、住民との公平性を保てって。ほんなら、今、下垣内の公民館、公平性保たれてるか、各自治会から見たら。何言うてんねん。保たれてへんから、あなた、予算計上したんやろう。違うの。そこら辺もしっかりしなはれな、行政も。住民の生命、財産を守るために建てんのやろう。それには、道が3,000万かかる云々、ほな、もっとええ場所を言うたってくれたらええのや、この場所で。あるはずあるかいな、下垣内の中で。まして、補助金、交付金、内定してんやろう、これ、1,500万。これでしなかったら、どうなるか。平群でまた違う場所探しました、どうぞ、下垣内の人してください。下垣内の方、1,500万負担しやなあかんことになるねんで。開発がもう終わって、宅地造成終わって、建築終わって、2月か3月になったら、もうできてかなあかんやろう。工

期的にも大変や。

町長もね、副長も担当者もね、そんなね、はっきり物を言わなあかん。いろんな議員、俺だって言うたら、はっきり物言うたらええのや。あかんものはあかんって言うたらええのや。やりますって。自分ら、執行部やで。そのための予算上げてんのや。いろんな考えあんねん、議員は、12人いてはったら。そら、反対しはる人も賛成しはる人もいてはる。皆、考え方。けれどもね、50年以上、60年近くなってる、まして、よその木造を再築された公民館、あなた、まだ、正しい立派な公民館と思ってる。逆に言うときまっせ。これも一つ言うで。下垣内の人から要請じゃなしに、平群町から、政策推進課並びに町長から、下垣内住宅老朽化してますねと、自治会長さん、もうそろそろ建てかえたらどうですか、負担はかかります、宝くじの交付申請も皆ありますよ、町から500万出ますよ、そういうことで、一つのプランありますけど、どうですかって言うていくのが行政の仕事ちゃうのかいな。何で、これ、批判受けやんなんの。それを自分ら怠ってんねや。まして、自分ら、予算計上して、はっきり物を言うたらええのや。自信ありますよって、自信ある予算ですって。ほんなね、道義的な話言うてんのちゃうで。公民館の公平性保つんやったら、自治会の保つんやったら、自分らから言うてったり。

今、公共施設のね、要するに、優先順位つけたこと、昔あった。けれども、自治会が皆持ってはる公民館、自分ら、チェックしてはると思うけど、優先順位をつけたことあんのかいな、ほんなら。自治会から言うてんなら、あかんのかいな。できへんのかいな。まして、一時避難施設みたいな形、集合施設になってんねんで、防災のときに。指定されてんねんで。その道をつくることによって、そこら辺のインフラ整備することによって、市街化区域云々あると、これは後の話や。そなん後の話。私、思ってますよ。それよりも、下垣内の住民の皆さんのやっぱりコミュニティーの場、それと、総会もでき、いろんな事業もでき、自主防災組織の事務所、いろんな方、小地域ネットワークもされるでしょう。いろんな下垣内の方のコミュニティーのとり場所を、やっぱり自分らで建てますと、まして平群町の土地、こうこうして、自分らで、言うたら、推薦したってくれたんやろう。この土地、どうですかって言うてくれたんやろう。そうになったら、下垣内の人、知らない、知ってるはずあらへん。そうして、あとは、入んのは、道路こうする云々は、あんたどこの責任や。私、そう思うよ。いろんな議員さん、考え方あるわ。それやさかいに、先ほど言うたのは、山口君はこう言うた。集会所建てるのは反対ちゃいますって、ええことですって。それやったら、場所、提供してやってくれたらええねや。下垣内北住宅のあっこへ建てたらええって言うてくれたらええねや。俺やったら提案す

るで。けれどもや、悲しいことには、10月末まで住んではったわけやん。まだ家も買っていないねん、下垣内の。この土地、あなた、170坪ありまんねんで。皆、調べてある。

そら、言うて悪いけどな、町長、副町長、担当者、今、傍聴しておいでになるさかいに、云々は言わないけども、これもインターネットで皆配信するんやから、どうせわかるこっちゃけど、地域の人、聞かはったらどうやろう。行政っていうのは、議会と行政は両輪のごとくいかなあかんねんで。その点を踏まえて、先行投資云々ちゃうで。勘違いしたらあかんで。町長、どうやねん。ほんまに下垣内の公民館のね、今、老朽化したとこね、あのままでいいのかいな。あかんから、予算入れたんやろう。自信持った予算、そこら辺も聞かせてよ。

○議 長

はい、町長。

○町 長

今、馬本議員等々からありましたように、行政、町が、今回は下垣内の集会所に対する建設でございますけども、町といたしましては、自治会に対して、こういうふうに住民の安心・安全を守るためにというような形で、できるだけ範囲で支援していくことは、地域住民さん、ましてや住民さんの理解が得れるというふうに考えております。

以上です。

○議 長

井戸君。

○4 番

私が聞きたいこともね、いろいろもう答弁されてるんで、ちょっとそのほかで聞きますけども、まず、やはりこれ、下垣内、同じような内容に近いんですけど、ちょっと確認ということで、下垣内、今回、4,500万近くを1自治会に投資するということを、結構な金額なんですね。お聞きしたいのは、まず、1世帯あたりは一体幾らぐらいになるのかっていう確認、お答えいただきたいということです。まずそこですね、そこをお願いします。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

井戸議員の御質問でございます。1世帯当たりという御質問でございますが、まず現在、下垣内の自治会でございますが、戸数につきましては約210軒程度ぐらいというふうにまず理解をしております。認識しております。ほんで、どこまでを町の行政の投資かと言われるのは、ちょっと判断違うところかなと思

いますが、例えば集会所の建設だけ、単体で取り出した場合、1件当たりというふうになるんでありましたら、補助金2,000万でございますので、それを210で割っていただいたのが1件当たりですし、道路建設費も合わせて、1自治会への支援じゃないかというふうな見方をされるんでありましたら、集会所の建設費補助2,000万プラス3,000万、計5,000万に対しての、それを210で割っていただいたら1件の額になるのかなとは思っておりますが、ちょっとその辺は、御質問いただいた意図というのが、ちょっと私どもで御判断しかねるところがあるので、数字としてはそういうことでございます。

○議 長

井戸君。

○4 番

いろんな考え方がございますけども、今聞いた意図というのは、やはり財政が厳しい中で、こんだけの金額を1自治会に投資するとなればですね、これ、下垣内の方々が得するように見えて、損っていうこともあるんですね。なぜなら、そのほかの方々、もし破綻じゃないですけども、そういう状況に陥ったときに、誰のせいだってなったときに、物すごい不公平感が生まれてですね、今も、私が聞く限りでは、吉新の自治会館ですらですね、吉新の人だけ優遇されてるっていう、中身を知らない方はそうおっしゃられるわけですね。西宮に関しては、そこまで聞かないですけども、特に目立つところといいますか、特に財政厳しくなってからの場合はですね、下垣内の方のせいで、下垣内の方にお金を投資したがために、平群が厳しくなったっていう、そういう懸念も正直ございます。

本当は、今まで出てきた中でもそうですけども、やっぱ3,000万っていうお金、それも平群町、3,000万のうち9割が起債をする、普通なら、先行投資ならば、その場で出すと思うんですね。先行投資と言いながら、起債をせざるを得ないということは、先行投資するお金もないんですよ。それを起債に頼ってしまうという時点でですね、本当なら、財調基金を崩してですね、ぼんと出して、将来に生かすなら格好いいんですけども、残念ながら、そうではなく、借金すらも、先行投資というか、借金も先延ばしになるので厳しいところではございます。ただ、それに、効果に見合うシミュレーションっていうのを、今、副町長のほうからも出しますということだったので、そういう意味では、行政の方々がきっちりされてるなっていうのは理解できます。

ちょっと別の件になるんですけども、先ほども集合場所って、ちょっと不可解な点といいますか、すごくやはりチェックする議員としても、もう言うのは忍びないんですけども、いろんな部分がございますして、やはりそんだけのお金

を使うべきかというのも、もちろんありましたけども、例えば防災のときの集合場所ですね、集合場所なのに、なぜの川の横、川の上を埋め立てた道路の横にそういう、言うなれば、危ない場所に設定するのか、いいのかどうかという部分もございます。イメージですけども、今、集中豪雨で川が氾濫っていうのはよくありますし、あの規模の川でどこまで氾濫するのかわからないんですけども、もしあそこから出てこれば、あそこ、出入りもできなくなるんじゃないかっていう懸念もございます。そういう観点もきちんと考えられていたのかどうかも確認しておきます。

その今の答え、よろしく願いしますというのと、それから、ちょっと山口議員からも出たんですけども、他の自治会から同じような要望が出た場合って、必ずこれは来ると思います。でも、町財政は厳しいってなった場合に、やはり他の自治会にも対応できるのかどうか。今は、ここが心配するところです。だから、この2点ですね。集合場所として、川の横で大丈夫なのかどうかということと、他の自治会からも同じような要望が出た場合、対応できるのかどうか、この2点よろしく願いします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいま、井戸議員の御質問でございます。まず1点目でございますが、集会所の場所の選定ということで、あの場所が適しておるのかというところでございます。確かに、おっしゃってるように、前に都市下水路でございますが、水路があるということでございます。都市下水路ということでございますので、一定、施工したときにどういうふうな流量で、どんだけの水が流れるんだということは、ある程度想定した上で設計をしております。今回、集会所建設に当たりまして、その上にふたをするということでございますので、今の断面とかいうものをちゃんと計算した上で、俗に言う、流量計算と申しますが、何十年に一遍の大雨で、こういった地域で水があふれ出す、それでも水路として機能を果たすかどうかというふうな計算でございますが、それをした上での構造となつてございますので、1点目につきましては、そういうふうな選定については一定の根拠を持ってやってるというのが一つでございます。

もう1点、他の自治会からの御要望という部分でございますが、これも、先ほどちょっと申し上げたように、何でもかんでもというふうにはまず考えてないと、新たに土地を買ってまでっていうことも、まず町としても考えてないと、基本的には今、地区内といいますか、自治会区内に町有地があれば、ましてや遊休地の町有地があれば活用いただくというのが大原則。次に、コミュニティ

一助成が当たればというのが2番目の要件。3番目、一定の投資をすることによりまして、その地域全体、ひいては町全体が活性化をするような要件が満たされておるのかというのがございますので、他所の自治会において、今、私申し上げましたような三つの要件が符合するような場所がありましたら、当然ここが一つの事例になりますので、一定考えていかならんというふうには思っておりますが、ちょっといろいろと土地の保有台帳であるとか、そういうのも確認はさせていただいたということと、今、40自治会ございますが、建てかえのお考え、我々、自治会担当課ですので、自治会のほうからいろいろ、自治会館の建てかえについては御相談いただきます。その中で、今、どんだけの数があるのかなっていうのも、ちょっと把握はしてるつもりなんですけども、そんなに多くの数ではなかったということをおわせて考えましたら、当然、今後対応はしていくということなんですけども、そんなに頻繁に自治会のほうから同様の御要望が出るということも、少し考えにくいかなということも持っております。

○議長

森田君。

○8番

自治会館の建設ですね、本当に我々、私も春日丘に住んでるんですけども、会館借りようと思っても借りれない、それだけ自治会の地元の活動が活発になって、必要性も理解できるわけですね。中央公民館よりですね、春日丘のほうですね、老人会もかしのき荘に足がないから行けない、だから、地元の会館を利用するということで、これは非常に地元の要望を聞いて、あとは町もやるべきだというふうに思います。

ただですね、今、山口議員、馬本議員から質問ありましたが、宝くじの助成金は、土地の指定があって、そこに補助金が出るんでしょうか、まず1点。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の御質問でございます。今回、宝くじ助成の補助申請をさせていただきました。当然申請時におきまして、用地が確保できておるかどうかっていうの、一番、要件の一つでございますので、当然土地がちゃんと担保できているかどうかというの、一つの補助申請の要件になるということでございます。

○議長

森田君。

○ 8 番

土地が担保してるということで、わかるんですけども、場所の指定はしてないというふうに思うんですけども。それでですね、今、北住宅の跡ですね、30年度末に撤去したんですけども、私の知ってるデータであれば、416平米あるわけ、120坪あるんですけども、あその土地を売れば、20万ぐらいであれば2,400万ぐらいですね。今回ですね、道路をつけることで3,000万負担するわけですね。それ以外に土地を提供するわけじゃないですか。一つの案としては、やはり北住宅に持っていきべきじゃないかと、そんだけ面積要るか要らないかは別として。それであれば、すぐに建つじゃないですか。その辺は、当然下垣内の自治会も機関決定されてることでですけども、そのときは、その案がなかったんじゃないですか、北住宅の利用できるということが。誰が考えてもですね、私もこの件が、議案書いただきまして、住民の方に10人ほど聞きました。理解は得れませんでした。下垣内の方は理解されてるかもわかりませんが、私の知ってる方にお尋ねしますと、町が3,000万負担してですね、プラス設計料があるんでしょう、当然。これ以外に設計料、今回上がってませんから、どっかから使ってると思うんですけども、3,000万プラスアルファ負担することは、私は、住民は理解ができないと思うんですけども、下垣内北住宅の検討は地元にも投げかけていただいたんでしょうか。

○ 議長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

森田議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁の中で、町のほうでいろいろ自治会さんのほうと協議をさせていただいたときに、3点、用地の選定ということで、御提案をさせていただいたと申し上げました。その中に当然北住宅の用地も入ってございますが、その上での協議ということでございますが、一定自治会集会所、町が一定の大きな支援をされるといいましても、本質的には自治会の建物でございます。補助以外の部分につきましても、自治会で全て御負担されるということでございます。その上で、いろいろと自治会との協議もさせていただきました。そこで、やはり北住宅というのも俎上にはのって、御協議はさせていただいたんですけども、最終的には、やっぱり自治会の意向といたしまして、今回の下垣内の場所というのが、やっぱりいわゆる下垣内の地勢といいますか、地形といいますか、集落の位置を考えた上で集会所の場所を見たときに、ちょうど中間的な場所にもなるし、皆さん、集会所ということで、一番集いやすいような立地にあるということもございましたので、協議の結果、その場所になったというのが現状で

ございます。

○議 長

森田君。

○ 8 番

下垣内の自治会員の方ね、3,000万町が負担してですね、そのことを理解できて、そういうことをおっしゃってるんですかね。私は、ほかの、今言う、何世帯ですか、200所帯、あと6,800所帯の方は理解できないと思いますよ、これ。議員は、町政をチェックする立場にあるわけじゃないですか、第一義に。これはですね、山口議員からも話ありましたけども、私は納得が得れない、住民の、と思います。

それと、もう一つ、それは結構ですけどね、今の自治会館、どうするんですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の御質問でございます。今の自治会館につきましては、ちょっと先ほど副町長のほうから答弁ございましたが、売却をしていくというふうな、下が、底地が町有地になってございますので、ちょっと形態、売り方であるとか、どういうふうにやるとか、建物どうするんだというふうな、個々具体のプランニングはまだできておらないんですけども、基本的な方向性といたしましては、売却というふうなことで考えております。

○議 長

森田君。

○ 8 番

今、大変なことを言われたと思うんですね。あの土地は、自治会館を建てるために地元の方が寄附されたわけじゃないですか。その方、御存命かどうか、私、知りませんが、大抵、下垣内の方が自治会館を建てるために寄附した土地を売れますか。私は、過去の、ほかの町村でも聞いたんですけども、なかなか寄附した、いただきものを売却するとか、建物であればですね、潰して何かやるというのは大変なことだと、だから転用、建物であれば、ほかの行政の資産として転用する。まずその辺、売れるんですね。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の御質問でございます。売却ということで、ただいま答弁申し上げ

ました。基本的にはそういう考え方でございます。ただ、経過という部分で申し上げますと、それぞれの地域の自治会館というのは、当時、随分前になるのかなと思いますが、それぞれ地域の篤志家の方が土地を出し合って建てていただいたという経過は、平群では非常にまれなことではないと思います。そういう自治会館、たくさんあると思います。ただ、今回の場合、その代替地となるべきものを町が提供するわけでございますので、今、自治会のほうで、実質的には町有地とはいえ、御寄附をされた土地という部分については、各自治会のほうで思い出も持ってられますでしょうし、言うたら、その自治会の土地だというふうに御認識もされてるとは思います。ただ、今回、それに代替ということで、相当以上の土地を御提供させていただくわけですので、その辺の部分につきましては、十分御理解はいただけるのかなというふうに理解しております。

○議長

森田君。

○8番

私は非常にハードルが高いなというふうに思いますよ。そこで自治会館を建てるということで、地元の方が寄附された。それであればですね、私は、案として思いますのは、今の隣接地をまた、どなたがお持ちになってるか知りませんが、そこを買ってですね、建てれば、そんなこと何もないんじゃないですか。先ほど副町長、何か空閑地の利用とかいう話になってきたんですけども、そんなん、それであれば、民間業者と一緒に、地権者と一緒に町が開発して、今の土地も売れるわけじゃないですか。今、建てようとしてるところ。そうじゃないですか。今、町が、そういうことができるということを言われたわけじゃないですか。空閑地を利用できるというたけど。それであれば、町も道路を出し、民間の方も道路を出し、それが普通じゃないですか。だから、私は、もう一度下垣内の自治会の方に、ここしかあかんのか、今申し上げたように、北住宅、下垣内住宅、北住宅は跡ですけども、それと、今の自治会館の隣とかですね、私は、計算すれば、今の自治会館の隣を買って造成するのが一番安いですよ、町の負担が。ただし、売ってくれるという前提ですけども。私は、もう一度自治会のほうに検討をお願いするべきだと思いますが、町長、どう思われますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の御質問でございます。自治会の集会所の立地という部分で御質問いただいております。ほんで、先ほど、町のほうの自治会に対しての集会所建

築に伴いましての支援という部分でお話をさせていただいておりますが、1点目の、今ある町の遊休地、自治会区内にある町の遊休地についてはお使いただくのはいいことやけども、新たに町が買い増しをして、買って、そこに建ててもらおうということは考えてないと、それをしないというふうに申しあげましたので、ちょっと新たに隣地の土地を買うということは、その部分の考え方からまず外れるのかなということと、議員おっしゃられましたように、当然地権者の方、いらっしゃるわけですので、当然その方の御意向というのものもあるかと思っておりますので、そういうふうな判断がまずできるのかなというところがございます。

それと、今の立地の、今の場所の建築でございますが、当然何度か自治会の役員さんともお話はさせていただきました。その上で、やはりあそこがいいというふうな、自治会としてのやっぱり総意のお考えということでしたので、今回の補正予算で提案をさせていただいた場所に至ったところでございますので、また再度ということになっても、多分自治会のほうのお答えとしては同じかなというふうにまず理解はしております。

○議 長

森田君。

○ 8 番

同じ考えかどうかはわかりませんが、地元の方に町が3,000万負担することについてはですね、やはりもう一度自治会で議論していただく必要があるんじゃないかなというふうに思います、それは。北住宅であればですね、もうそんなん、すぐ建てれるわけじゃないですか。ほんで、先ほど下垣内住宅、市街化調整地域、ハードルが高い、行政がやることについてはですね、市街化調整地域でも際に建ててるじゃないですか。そんなもん、すぐできる、行政なんてすぐできますよ、そんなもん。私は、再考すべきだというふうに申し上げておきます。

それと、町長からですね、先ほど副町長かな、これは、こういう案件が出れば、私は、他の自治会から同様の要望が出れば、前例でつくらざるを得ないと思っておりますが、それでよろしいですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの森田議員の御質問でございます。私、財政持ちながら、自治会担当課も持っておるので、自治会の活性化、また活動のという部分では、一定考慮すべきことやと思います。今おっしゃられました、同じような要件が出てき

たらというところでございますが、先ほど、まず土地は買わないであるとか、このコミュニティー助成が当たるとか、一定町が投資をすることによって、町全体の活性化が図れるめどがあるというふうな案件が仮に自治会からあれば、それは、下垣内の自治会同様に対応していかざるを得ないというふうには考えておりますし、実際それがどんだけあるのかどうかというのはちょっと不明瞭なところがありますけども、一つの前例ということで考えております。

○議 長

森田君。

○ 8 番

もう最後にしますが、今ですね、自治会から篤志家が土地を寄附して、例えばある自治会が、全ての、課長がおっしゃるような要件を満たす、このような造成になったときに、町道の拡幅も町がやり、造成工事も町がやるんですね。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの御質問でございますが、ただ、今回の事例にのっとったということが、今後の平群町の自治会会館を、それぞれの自治会のほうがお建てになれる場合の考え方の一つになるかなというふうにはまず理解しておりますし、そうなっていくであろうと。

ただ、今議員おっしゃられたようなところがほんまにあるのかどうかっていうのが、ちょっとその辺、具体的に、私、それぞれ今、町が管理しております財産台帳を見ながらの話なんですけども、そんなに自治会集会所が建つような土地って、あんまり平群町、持ってないので、いわゆる市街化区域っていう部分で申し上げましたら、そういう部分で、どんだけあるかっていうのがなかなか把握もし切れないところもありますし、今後、どういうふうな御要望が出るかっていうのも、はかりかねるところもございますので、なかなか個々具体の対応はできないということでございますし、また、今御提案といいますか、御質問いただいたところが、本当に整備することによって、町の全体的な活性化が図れるのかっていうのも、なかなか現時点では推しはかることができないようなことかなと思いますので、ちょっと明確な答えはできないんですけども、ただ、一つの前例があるということで、新たにそういうふうな、今と同じ要件が出てきた部分については、同じテーブルに上げて考えていくというのは必要なことであるというふうに理解しております。

○議 長

山口君。

○ 7 番

最後に1点だけ。造成もやってくれるということなんで、例えば福貴団地の自治会も、45年、50年近くなるんです。もう以前から傾いてるんで、どっかで建てかえないとだめで、自治会にそれだけの財力があるかどうかがあって、なかなか手を挙げるといふことにはならないと思いますが、ちょっと段があって高いんで、例えば、道路は前にありますから、大丈夫です。横に公園があって、じゃ、建てかえますと、ただ、やっぱり高齢化してますから、フラットにしたい、で、土地も傾くぐらいちょっとやわいですから、それも直してほしい、それは町がやってくれるんですよね、自治会で持つんじゃないで、例えばですよ。具体的にそういう場合は、町が、造成ですから、造成はやってもらえるんですね。それでよろしいですか。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

今、山口議員の御質問でございますが、今おっしゃっていただいた事例というのがございます。ただ、今おっしゃっていただいた部分が、私、ちょっと理解し切れないところもあるんですけども、ただ、それを町が一定の公費を投じて投資をすることが、福貴団地の自治会館を整備すること、地上げをしたりとか、土壌改良することが、平群町のまちづくりの全体的な投資になるのかどうかという、まず判断をせんとあかんと思いますので、そこはどういうふうに理解するかというのがあるかというふうに思います。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

おかしいじゃない。町有地は造成するんでしょう。道路のこと言うてるのちゃうで。造成するんでしょう。町有地、造成するんでしょう。いや、それと一緒にことやってって言ってんねやん。造成だけしてくれたらいいですよ。道路はありますから、道路は要りません。いや、そういうことやん。だって、投資は道でしょう。町が言ってる投資は、今度の場合は、3,000万の道でしょう。3,000万って、道のほうでしょう。造成は別でしょう。造成は投資になるんですか。いや、福貴団地の土地かて、町有地になってるでしょう。だって、そんなんバリアフリーで、フラットにしてもらわんとあかん、ほんで、傾くから、地盤改良、今言ったように、どこまで改良せなあかんか、そら、わかりませんよ。そういう、だから、宅地造成じゃないですか。宅地造成というか、要するに、それもやってくれる、そういうことでしょうって言うてる。さ

つきからちゃんと答えへんから、そんな事例があんまりあるとは思わないって言うから、一緒のこと、全部やるんですね、やりますって言ったら、そんでええのよ。今度、下垣内みたいな事例が起これば、全部町の、道もなかったら、道つけます、宅地も余りよくなかったら、宅地も町がやります、もちろん町有地ですよ。いや、これから、建てかえは全部町有地なんだから、例えば集会所があるところは。そういうことだって起こってくるじゃないですか。それを聞いてるんや。だから、そこをはぐらかすような言い方、やめてほしいねん。整合性持ったら、そんでいいじゃないですか。それでオーケーなんでしょう。

○議 長

副町長。

○副町長

今回の件につきましては、私、先ほども申し上げましたように、町有地に集会所を建築されるということで、このことで、要するに、前面道路は道路要件を満たしてないと、接道要件満たすために道路整備を行うということですね。そのことで、あわせて、要するに、大規模空閑地、周辺の部分の空閑地、市街化にすべき空閑地が市街化の促進につながるということで、波及効果があるということが一つであります。当然、道路整備をすることによって、この今の現町有地も付加価値、資産価値が上がりますので、残地、これはですね、176平米、残地が残ります。これについては当然売却する、もしくは賃貸借する、その辺のところについては利用価値もあると、そんなことも含めて、町有地を造成するというので、できるだけ事業費については、擁壁とか、大規模な構造物はなしでして、基本的には土羽なりですね、安価な手法で考えてるということでございます。

したがいまして、そのことについては、議員質問のことにつきましては、先ほど政策推進課長が申し上げたとおり、ケース・バイ・ケースといいますが、状況に応じて判断するということになるかと思えます。

○議 長

山口君。

○7 番

言ってることはわかりますよ。でもね、前例になるじゃないですか。そんなことを、これね、やっていいのかというより、必要性はわかるけれども、じゃ、必要やったら、全部やってくれるんですか。それやったら、旧南保育所の耐震どうするんですか。災害あったときの避難所でしょう。一時じゃないですよ。だから、そんなんも全部言い出したら、じゃ、まず役場の庁舎どうするんですか。文化センターより役場やろうっていう声のがいっぱい出てましたよ。司令

塔になる役場が壊れてるのに、どういうことやねんって、こうなるでしょう。もうそんなこと言い出したら切りないからね、大事なのがわかってるんです。建てんのも大事なことも全部わかってる。でも、やり方がおかしくないですかっという、それをチェックするのが、私は議員の仕事やと思ってますよ。だから、こんな投書まで来るんですよ。いや、だからね、そこだけの話なんですよ。ええと思ってないから、さっきの私に対する答弁もちゃんとしてないわけですから。いや、だから、いろいろ言ってることもわからなくもないんです。でも、僕は後づけだと思いますよ、いろんな意味で。最初のボタンはどっかでおかしかったんか知りませんが、なかなかこれは住民的には納得していただけないということは言うておきます。

○議 長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

一つだけ言うてくわ。いろいろあるけども、この道路、この拡幅、これ、町道拡幅ということだけ認識したらいいんちゃう。町道拡幅、ここは不特定多数の方が通られるはずや。下垣内の人だけ通られる道路ちゃう。その点も、私は、どっかに置いとかなあかんちゃうか。今後、こういう問題出てきたらね、はっきり言うけども、いろいろ皆、誤解とか、いろんな考え方、今持って、お話聞いているけども、最終的には集会所建てるの賛成って言わはんねん。これ、全くわからへんねや。ここやったらあかん、ほな、どこ行ったらええねん、わからへん、これは無責任というふうに、私は、私はでっせ、この議論聞いて感じた。今後、町道拡幅については鋭意努力していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。山口君。

○7番

いろんな議論、もう1時間以上、1時間半にわたって議論してるわけですが、私も、これだけの議論するっていうことは、やっぱり今回のこの補正予算、特に集会所建設にかかわる、要するに、その周辺整備のやり方にちょっと

問題がある。特にですね、周辺整備に3,000万もの町単ですよ、先ほど井戸議員からもありましたけれども、借金でせざるを得んような状況でそれをする、そういう場所に大事な集会所の選定をしたのは、私は納得できない。先ほどから答弁聞いても納得ができない。

先ほども言いましたように、ほかにも土地が、馬本議員は、自分でどこか決めろって言うけど、それは執行権である町が決めることであって、私たちがあれこれ言うべき問題ではありません。大体議員がここにしろって言うほうが、逆に言えば、問題ですよというふうに私は思うんですよ。別に民間地であろうが、町有地であろうが、今あるところに本当は建てかえるのが基本だと思いますけれども、大体、議員が越権行為で、あれやれ、これやれって言うことが間違いなんだから、私は、そうじゃなくて、町から提案されたことに対して、ここがおかしいんじゃないかということをはっきり言ってるわけであって、いろいろ言われてますけれども。

先ほども言いましたように、このはがきのお方もおっしゃってるようにですね、このような状況、今のこのようなやり方は町財政を棄損させる行為、私はこれに、ある意味、尽きるというふうに思っています。そういう意味から、本補正予算案には反対いたします。

○議 長

窪君。

○10番

議案第40号 令和元年度平群町一般会計補正予算（第2号）には、賛成の立場で討論させていただきます。

まず今、審議をしておりました、老朽化をしました下垣内公民館建設にコミュニティー助成事業の採択されたことによりまして、安全対策として道路整備をする予算計上をすることは当然のことであると認識をいたしております。

また、幼児教育の無償化に関する予算も計上されておりますが、5月10日、無償化をするための改正子ども・子育て支援法が成立して、10月から実施をされます。そして、このことによって、子育て世代の経済的負担の軽減を通じて少子化対策に歯どめをかけていくということと、家庭の経済的な事情による教育格差をなくし、貧困の連鎖を断ち切っていくという意義からのものであり、この補正予算、大変大事な補正予算でありますので、賛成討論とさせていただきます。

○議 長

ほか、ございませんか。森田君。

○8 番

令和元年度の平群町一般会計補正予算に反対の立場で討論いたします。

先ほども申し上げましたように、下垣内自治会館、建てることじゃなくて、用地の場所、建てる場所が、下垣内以外の住民の納得が得れないという立場で反対させていただきます。

○議 長

馬本君。

○12番

私が越権行為したとか、云々とか、討論でありましたけども、先ほど議論の中であったように、下垣内の北住宅どやとか、下垣内住宅のあいてるとこどやとかいうことを御提案されたこと、これが越権行為かなと、違うと。私はね、どうもわかりにくい。要するに、公民館を建てることは大事ですよと、老朽化してるから大事ですよと、そのかわり、ここへ建てたらあかんって、何でって、3,000万ほどかかるからあかんって。そしたら、今度、それであかんやったらあかんでね、今、反対されたけど、この補正予算否決されたら、1,500万の宝くじの交付金が飛んでしまう。飛んでしまうっていうことは、繰越明許できないんで、これ。繰越明許はできないお金やねん。これを、果たして、このお金は、今、計画されて、今もずうっと恐らく建築会社ともいろいろ打ち合わせもされてるでしょう、地域住民の方とね。これ、最終的には3月31日まで、家建てて、完成せやなあかんわけや。このお金ね、1,500万の金。今から、あっちへ行き云々とか、絶対にこれは、私は許せん行為や。

それと、先ほどあるけど、町道、私は拡幅と思ってますよ。町道拡幅に伴う集会所の、公民館の予定地を町が御提供されましたというふうな認識ですよ。

言うて悪いけどね、50年も60年も老朽化した、また狭隘な今の現在の公民館にね、下垣内の住民の方のコミュニティーとれるんかいな。大変、災害来たときも大変、地域住民の役員さん初め、皆さん、一日も早く、自分ら個人は個人で負担をしながら、自治会員さんが負担をしながら建設されると思うよ。下垣内も皆、西宮も皆そうやったで、いろいろ聞くと。そやから、地域住民にとって、よりどころの一番、館や。そこへ、地域住民の方々と行政が、ここでいいですというふうに、ご互いに話し合いで決定された場所、これについては、私は、今回その予算であると認識しながらや、一日も早く、この道路拡幅のこと、御祈念申し上げて、この補正予算については賛成をいたします。

以上です。

○議 長

植田君。

○6番

本予算については反対とさせていただきます。

今、この間っていうか、相当いっぱいいろんな意見が出たと思うんです。当然、やっぱりこの、これだけ町長も、最初の挨拶でもそうですが、財政が大変やというところに、町単の3,000万近いお金をつぎ込むと。私たちは、老朽化した集会所を建てかえること自体は何も問題ないと思って、住民の安全を守るという部分も含めて、それは当然だと思うんですが、ただ、その場所が、新たにそういう整備費用がかかるというふうな、それも3,000万以上、ほとんど借金をしてつくるということにね、やっぱり行政としてはもっと、そこは慎重に考えるべきではなかったかと。本来なら、そこだけを、この部分、もめることは多分、議論が白熱することは当然予想できたわけですから、私は、そういう意味では、ほかの補正予算については問題ないわけですから、本来はそこだけを外してですね、私は、行政側としては提案すべき問題、そして、この問題をもっと徹底的にやっぱり議論すべきところを、きちっと議会に対しても、私は、行政側として持つべきことだったんじゃないかということも含めまして、本補正予算には反対いたします。

○議長

ほか、ございませんか。山本君。

○3番

令和元年6月補正予算についての件ですが、議案第40号の平群町一般会計補正予算（第2号）については、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正は、下垣内自治会集会所の新設工事及び町道拡幅工事と、幼児教育・保育無償化の制度導入に係る事務経費、第2期子ども・子育て支援計画策定委託料であります。特に、現在の下垣内自治会の集会所の老朽化はひどく、先ほどもございましたように、屋根が飛んでしまったなどの修繕にも大変な費用がかかるということが今後も予想されますので、たまたまタイミングよく宝くじ助成が受けられたことと、自治会の御負担約1,000万円、こちらも必要になると思いますが、新設することができて本当にありがたいことであると私は思います。

しかし、集会所建設予定地は道路に接していないことから、水路にふたを設置して、建築基準を満たす必要があり、その工事には約3,000万円を投入することになります。集会所のためだけではなく、近隣の遊休地が活性するミニ開発となることから、今後のことも非常に期待が持てる計画だと私は思っております。

とはいえ、大変厳しい町財政の中での補正ですので、西脇町長にはこれからもしっかりと財政の課題に向き合ってください、町政運営をされるようお願い

申し上げます、賛成討論とさせていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。井戸君。

○4番

賛成の立場で討論させていただきます。

一応今回の件、皆さんの御意見を聞いたところ、公民館、自治会館に関しては全員、ほぼ賛成ということで、あとは場所の選定ということなんですけれども、ぜひともですね、一旦この予算が通ったとしてもですね、もう一度、いろいろな議員の方々の意見を聞いて、もう一度ですね、私も思っていましたけれども、現在、下垣内がある場所の拡幅、これも寄附を募ればできるかもしれませんが。下垣内住宅の可能性もあります。北住宅の可能性もあります。ちょっとここ、今回出てませんでしたけれども、旧さかもと薬局様の隣の小児科医院の横も、今、駐車場となってるので、そこと、今の平群町の新たに建てようとするところの代替地を、もし相手が承諾すれば、一番安く済む方法ではございます。こういういろいろ4種類、5種類のパターンがございますので、もう一度再考していただいて、それで、最終的に、やはりこれしかないと思うなら、それで結構ですので、ぜひとも、予算が多目に出てますので、もう一度よろしく願いいたします。そのお願いもつけ加えましての賛成の討論といたします。

○議長

ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第40号について採決を行います。

本案について、可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、議案第40号 令和元年度平群町一般会計補正予算（第2号）については原案どおり可決されました。

午後1時45分まで休憩いたします。

（ブー）

休 憩 (午後 0 時 3 1 分)

再 開 (午後 1 時 4 5 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

観光産業課長から発言を求められておりますので、許可いたします。観光産業課長。

○観光産業課長

貴重なお時間をすみません。お昼休みに、平群町活性化センターの指定管理者の事業報告書と農村環境改善センターの指定管理者事業報告書を配付させていただいております。活性化センターにつきましては、5月末までの売り上げ等の集計がございますので、例年、6月議会の初日の朝一番に机置きをさせていただいたわけなんですけど、今回、売り上げ等の集計で一部集計ミスがありましたので、朝一にお配りするところ、お昼休みということになりました。おくれまして申しわけございません。

なお、農村環境改善センターにつきましては、事前配付を本来するべきところなんですけど、ちょっと事務のミスがございまして、活性化センターと同じように、お昼に配付させていただいております。おくれましてことをおわび申し上げます。申しわけございません。以後、気をつけますので、よろしく願います。

○議 長

それでは、続きまして

日程第11 議案第41号 令和元年度平群町介護保険特別会計補正予算  
(第1号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第41号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

ちょっと中身について聞きますけど、今、歳入で最後説明あった、保険者機

能強化推進交付金、長寿社会づくりソフト事業費交付金、これはセットのものなの、全く別々のものなの。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

この財源は別々になります。保険者機能強化推進交付金は、30年度から交付されるようになった補助金になります。下の長寿社会づくりソフト事業費交付金は、補助申請して採択を受けたもので、また別の財源となります。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

ということは、保険者機能強化推進交付金っていうのは、町が今回、50人の対象にやろうとしている健康づくり何とかかんとかの、それで当てたんではなくって、こっちの下の長寿社会づくりソフト事業費交付金が、当たったという言い方はどうかわかんないけど、当たったから、こっちももらえるように、これはどっちにしてももらえる金ということなのかな。言ってる意味、わかる。いやいや、違う、事業としては一つの事業やのに、交付金二つあるじゃない。その辺の説明が全然ないから、それ、どういうことなのかなって、そこを説明してほしい。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

下の長寿社会づくりソフト事業費交付金ということは、この事業に充てて、申請して、採択を受けたものでございます。ほんで、上の保険者機能強化推進交付金は、下の事業にも充てられますし、ほかの事業にも、取り組みの内容に応じて充てれる、例年交付される補助金になります。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

ちょっと不思議なこと聞きますけど、不思議なことというか、町長、きょう、最初の開会の挨拶でね、一般会計の実質単年度収支、それから赤字になった新築資金の特別会計、それと国保の特別会計は話されましたけど、介護保険の特別会計について、収支、なぜか発言してなかったけど、それは何か意図がある

んですか。言った。言ってないよね。

○議 長

町長。

○町 長

特に意図はありませんけども、一応介護保険特別会計では6, 486万8, 000円の黒字というふうになってます。

○議 長

山口君。

○7 番

それやったらちゃんと、ほかの給食とか、そういうのならあれやけど、国保言って、介護言わないって、一体どういうことかなと思って、不思議に思ってたもんですから、聞きました。

6, 486万8, 000円、実質単年度収支の黒字ということですね。ということではすよ、一昨年の剰余金というか、第6期の介護保険計画終了時点、平成29年度末、基金が2億6, 933万8, 000円、そのときの実質収支が8, 883万3, 000円で、その差が去年の3月31日の時点では3億5, 817万1, 000円、介護保険特別会計にはお金が残っていたということですね。昨年度、今言った金額を足すとですね、4億を超えるわけですね。4億一千何ぼになるね。事前に聞いてるんで、言いますけれども、昨年度の償還金が当然毎年出てきますから、介護は国保と違って早くにわかるということで、それが1, 772万1, 000円返さなければならない、それを引いたらどうなるかということ、3億9, 708万6, 000円、ほとんど4億。4億の金が介護保険に上がってるんですよね。

そこで、これは担当者に答えてもらったらいいですけど、もともと第7期、平成30年、平成31年、32年やけど、ややこしいから、2018年、19年、20年、この3年間で、要するに、1億5, 000万赤字にならなあかんよね。ということは、1年目がこれ、既に、償還金も引いたら6, 500万の黒字になってますから、あと、じゃ、2億2, 000万、ことしと来年で赤字になれば計画どおりということなんですけれども、計画としてはそういうことで、そうなると思ってますか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

ただいまの御質問にお答えします。

30年度給付金としては18億5, 000万見込んでいたんですけれども、実

績では16億9,000万ということで、1億6,000万乖離があったと、そういうことからすると、来年度、また乖離は出る予定でございますから、もう既に乖離が出ているような状態ですので、計画どおりにはいかないと思っております。

○議長

山口君。

○7番

もう既に計画どおりいかないことはわかってるわけですよ。もう去年から言ってたよね。もう始まってすぐ言ってたよね。何でかといったら、6期の計画、3年間を見れば、7期計画、6期の途中で立てますから、もちろんそんな正確にいかないのは、それはいいんです。でも、6期のときに、もともと介護保険給付費の計画と実績が2割も違うという、2割近くも違うという、こんだけの乖離出しながらですよ、なおかつ7期でもやね、初年度からもう1億6,000万の乖離あるわけでしょう。何%かちょっとわかんないですけど、1割以上でしょう。十何%の乖離があるわけでしょう。そしたら、もうこの乖離、だんだん大きくなるよ。何でかといったら、1年目より2年目のほうが計画高くなってる、3年目、もっと高くなってる、でも実際、どんどん少ないから、同じ率で上がっていったら、当然金額の差額は大きくなる。このままいくとね、間違いなく5億金余る。5億近くの金が間違いなく余る可能性がある、7期終了時点で。だから、これまでも、去年の12月議会でも、sonだけためる必要ないんだから、特別会計だし、一般会計が何ぼ金なかろうが、これまでは、1号被保険者の人たちが払い過ぎたことで起こったっていうことは間違いのないわけですから、引き下げの議案を出して、当局は関係ないですけどね、議員が反対したんですからね、関係ないですけど、でも、当局としては、やっぱり下げる必要は、私は、今回の結果を見ただけでもわかるというふうに思うんです。

今言った数字で間違いはないですか。4億近い、現時点で3億9,708万6,000円、現時点で残るということは、それは間違いはないですか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

基金残高は4億円、間違いありません。

○議長

山口君。

○7番

sonだけ余ってるということはしっかり、余ったらええということじゃない

ですよ、言っときますけど。この特別会計は、基本的に、国や県や町が出す金額は、使った分に応じて決まっていますから、後から精算していますからね。でも、1号被保険者の人が払ったやつは精算されないですからね。されない分がたまってるんですからね。そこはもうしっかり認識していただかないといけないと思いますので、このことは強く言っておきます。答弁結構です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第41号について採決を行います。  
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きまして  
日程第12 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求める  
ことについて  
を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の意見を求める。

令和元年6月4日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字福貴畑1569番地

氏 名 野 口 智恵子

生年月日 昭和32年2月7日

以上でございます。

○議 長

続いて、町長の説明を求めます。町長。

○町 長

ただいま局長より朗読のありました諮問第2号の人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

人権擁護委員の皆さんには、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及、高揚を図るなど、さまざまな活動を行っていただいております。前任者が、令和元年6月30日で辞職届が提出されていることから、新たに野口智恵子氏を推薦したいので、提案をさせていただきます。野口智恵子氏は、長らく本町の保育士として御活躍をいただき、平成29年3月に退職されました。この間の勤務実績等から、人権擁護委員として適任であると考えますので、法務大臣に推薦するに当たり、各議員の意見をいただきますようお願い申し上げて、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議 長

お諮りします。

本件は適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定いたしました。

続きますして

日程第13 発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
について

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

発議第4号

平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和元年6月4日

提出者 山口 昌 亮

賛成者 森 田 勝

平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平群町国民健康保険税条例（昭和34年4月平群村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の10.2」を「100分の9.5」に改める。

第5条中「29,500円」を「26,500円」に改める。

第5条の2第1号中「29,500円」を「25,500円」に改め、同条第2号中「14,750円」を「12,750円」に改め、同条第3号中「22,125円」を「19,125円」に改める。

第23条第1号ア中「20,650円」を「18,550円」に改め、同号イ（1）中「20,650円」を「17,850円」に改め、同号イ（2）中「10,325円」を「8,925円」に改め、同号イ（3）中「15,488円」を「13,388円」に改め、同条第2号ア中「14,750円」を「13,250円」に改め、同号イ（1）中「14,750円」を「12,750円」に改め、同号イ（2）中「7,375円」を「6,375円」に改め、同号イ（3）中「11,063円」を「9,563円」に改め、同条第3号ア中「5,900円」を「5,300円」に改め、同号イ（1）中「5,900円」を「5,100円」に改め、同号イ（2）中「2,950円」を「2,550円」に改め、同号イ（3）中「4,425円」を「3,825円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の平群町国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議 長

提出者の提案理由説明を求めます。山口君。

○7 番

国保税については、皆さんも御存じのように、平群町は奈良県下でも断トツに高い料率に平成29年からなりました。もう何回も言ってるから、耳タコでしょうけれども、値上げのときにですね、前町長は、1.6倍の値上げでした。当時の加入者世帯数でいうと、約2億5,000万の値上げです。それをしてもですね、平群町の国保会計については、2億5,000万円程度の赤字が残るということでしたが、結局、値上げした年の平成29年度末の国保会計はですね、3,000万ちょっと切るぐらいですが、ほぼ3,000万円の黒字です。ですから、町の説明とは2億8,000万も乖離があったわけです。

それで、平成30年度には、新しい県単位化に、都道府県単位化になりましたから、それまでとは国保会計の性質、特に市町村の国保会計の性質については大きく変わりました。それまでは、国保の加入者がですね、医療費をたくさん払えば、払うわけです。使うということになります。医療費がふえればですね、それだけ平群町の国保会計を圧迫するということでしたが、今は県単位化ですから、奈良県全体がふえれば、平群町も上がりますけれども、平群町が、例えばインフルエンザがはやったからといって、それだけ急激に上がるということではなくなりました。

そういう中で、きょう町長が、招集の挨拶の中で、国保会計の平成30年度の実質単年度収支については三千六百幾らとおっしゃったと思いますが、の黒字になったと。ということですね、合わせれば、6,500万円以上の黒字に今の段階で国保会計はあるわけです。

先ほど言いましたように、今の制度の中では、医療費の増嵩で国保会計が大きく変わるということはないわけです。県のほうに払う納付金、これは毎年1月に県のほうが査定されて、平群町に送られてきます。その金額を払えばいいわけです。ただ、平成30年度については、平群町の実際の加入者数よりも県が算定した加入者数は相当多かった。それでも、これ、黒字になったわけですね。去年の数字は計算してませんが、今年度、平成31年1月に県が、今年度平群町が県に納付する額、それに見合った料率として、標準保険料率っていうのを示しています。これは、奈良県でいえば、39市町村に全部に送っ

ていてですね、ちょっとずつ金額が違うんです。三郷と斑鳩を見ましたけれども、平群町よりは、斑鳩はちょっと高くですね、三郷町はちょっと安い。これも、世帯構成によって変わりますから、一概に言えませんが、そういうことになっています。

そういう状況の中でね、今年度3,600万以上の黒字になったということは、今年度じゃない、昨年度、今年度はさらに、今のままいけば、黒字がふえるということになる。やっぱりそのことも考えればですね、ここで今回、私が提出しました議案というのは、条例改正案というのは、3,000万円ぐらい、また人数減ってますから、もうちょっと金額少なくなってるかわかりませんが、昨年度の人数で大体計算をすればですね、3,000万をちょっと切るぐらいの引き下げです。これを引き下げてでもですね、三郷や斑鳩に比べてはまだ、三郷に比べれば1.2倍ぐらい、斑鳩に比べれば1.1何倍高いという、まして、県が示してる標準保険料率よりもまだ高いということになるんです。せめてですね、2年間も高い料率であっても、よそに比べれば非常に高い収納率というか、滞納が少ない、平群町の住民の皆さん、加入者の皆さんが苦勞して、無理して払ってるという状況。また、今度の一斉地方選挙の中で、平群町も町議会議員選挙が行われましたが、その選挙戦の中でも、本当に何とかしてほしい、その声が加入者の皆さんからやっぱり渦巻いてました。やっぱりそれに私は応えるのが政治だというふうに思っています。特に、新しい議会構成になりましたから、その議会構成の中で、住民の皆さんの期待、またその願いに応える、そのためにも、今回出した最低限の引き下げということを、とりあえず国保財政、そんなに裕福ではありませんから、せめて黒字分ぐらい、1年間の黒字分ぐらいはまず引き下げるべきだということ。

この間、反対されてる中身というのは、保健事業に一定の金がかかる、また、1回下げて、また上げなあかんようになったらどうすんねんと。県は、平成36年度に統一を目指してるわけですけども、その中間である平成33年度、2021年度に見直して、その次の年から、一定、その金額をどうするかっていうようなこと、そういう答弁もあってですね、それを見るべきだというような声はありますけれどもね、払う人から見れば、1年でも早く、少しでもやっぱり負担を軽減する、やっぱり私はこれが大事だと思いますので、そののここからいえば、1世帯平均1万円ちょっとの値下げは、本当に値上げた分からいえば、わずかですけども、それだけでも引き下げる必要がある。住民の皆さんの暮らしを少しでも、特に国保加入者の住民の皆さんの暮らしを少しでも和らげるという点でいえばね、私は、引き下げは待たないだというふうに思っていますので、ぜひ議員各位の賛同をよろしくお願ひしたいということをお願いし

て、提案理由の説明とさせていただきます。

以上です。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 2時13分)